

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	スウェーデンの予算過程と近年の国家予算の動向
他言語論題 Title in other language	Budget Process and Recent Trends of National Budget in Sweden
著者 / 所属 Author(s)	樋口 修 (HIGUCHI Osamu) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 財政金融調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	887
刊行日 Issue Date	2024-11-20
ページ Pages	1-30
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	経済成長を損なうことなく財政規律を遵守し財政再建を達成した事例の一つとされる、スウェーデンの予算過程と予算制度を概観し、併せて、2020年度以降の同国の国家財政の動向を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

スウェーデンの予算過程と近年の国家予算の動向

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 財政金融調査室主任 樋口 修

目 次

はじめに

I 予算過程及び予算制度

- 1 会計年度前（予算編成過程）
- 2 会計年度中（予算執行過程）
- 3 会計年度後（決算過程）
- 4 財政政策の枠組みと財政政策目標

II 近年の国家予算の動向

- 1 概要
- 2 各年度の予算の動向

おわりに

キーワード：スウェーデン、財政政策、予算、決算、一般政府総債務、枠組み決定モデル、黒字目標、債務アンカー、支出シーリング、均衡予算原則

要 旨

- ① 2022年におけるスウェーデンの一般政府総債務残高の対GDP比率は32.9%と、他の主要国（日本257.2%、米国120.0%、英国100.4%、フランス111.8%、ドイツ66.1%）に比べて低く、同国の財政政策は、経済成長を損なうことなく財政規律を遵守し財政再建を達成した事例として言及されるところとなっている。
- ② スウェーデンにおける国の会計年度は、1997年度以降、暦年（1～12月）である。行政実務を執行する国の各執行機関は、毎年3月1日までに、当該執行機関の予算基礎情報を政府に提出する。政府は、当該情報等の取りまとめを通じて、今後3会計年度の国の支出及び収入を予測し、当該予測等に基づいて、毎年4月15日までに、経済政策及び財政政策のガイドラインを提案し翌会計年度の政府予算案の基礎となる、春季経済政策案を国会に提出する。国会での春季経済政策案の審議と並行して、政府内部で予算案が作成され、政府は、毎年9月20日までに、政府予算案を国会に提出する。
- ③ 国会においては、まず予算の枠組みを決定し（第1段階）、次に第1段階で決定した枠組みの範囲内で、個別の支出項目等について決定する（第2段階）という、「枠組み決定モデル」と呼ばれる2段階での予算の議決が行われる。翌会計年度の予算は、年内に決定する。
- ④ 財政政策の持続可能性と透明性を長期的に確保するため、財政政策目標（黒字目標、債務アンカー、支出シーリング、地方自治体の均衡予算原則）、厳格な国の予算過程、財政政策の監視、透明性と明快性などから構成される、財政政策の枠組みと総称される多くの目標と原則が採用されている。この財政政策の枠組み、特にその厳格な予算過程は、1990年代初頭に発生した財政危機・金融危機等の持続不可能な経済状況の原因の一つが、スウェーデンの脆弱（ぜいじゃく）な予算過程にあったことを踏まえ、1990年代半ばの予算制度改革により導入された。
- ⑤ しかし、2020年度以降は、特に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックと、ロシアによるウクライナ侵略に対処するため、スウェーデンにおいても、1会計年度に原則2回までの予算の補正が何度も行われ、また、本来固定的であるべき支出シーリングが財政政策上の動機により引き上げられる等、財政政策の枠組みに含まれている目標や原則から逸脱する事態がしばしば発生している。こうした状況の下で、財政規律を維持しつつ、財政政策に求められる目標をいかに達成していくかが、スウェーデンの国会と政府には問われている。

はじめに

2024年4月、国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）は、「大選挙の年における財政政策（Fiscal Policy in the Great Election Year）」の副題を付した報告書『財政モニター（Fiscal Monitor）』⁽¹⁾を公表した。IMFは当該報告書⁽²⁾の中で、2020年に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック（世界的大流行）に対処するために記録的な水準に跳ね上がった世界の財政赤字と公的債務は、2021年から2022年にかけて大幅に減少したものの、2023年には再び増加に転じたことを指摘している⁽³⁾。IMFはまた、2024年には基礎的財政収支の赤字縮小が見込まれるものの、同年は世界の人口及びGDPのそれぞれ半数以上を占める経済（圏）で国政選挙が実施される「大選挙の年」であり、経験的証拠の示すところでは、選挙の年には財政政策はより緩和的になり、財政目標からの逸脱がより大きくなる傾向があることから、公的財政に対するリスクは依然として残っており、財政政策を再び正常化するには、逆風に立ち向かう多大な努力を要すると述べている⁽⁴⁾。

こうした世界的な状況にあって、スウェーデンは、経済成長を損なうことなく財政規律を遵守し財政再建を達成した事例として言及されており⁽⁵⁾、過去10年間の主要国の一般政府総債務残高の対GDP（国内総生産）比率（表1）、実質GDP成長率（表2）の推移も、その主張に一定の根拠を与えるものとなっている。

表1 一般政府総債務残高の対GDP比率の推移（単位：％）

国名 / 年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
日本	228.3	232.4	231.3	232.4	236.4	258.3	253.9	257.2	252.4	254.6
米国	104.6	106.6	105.5	106.8	108.1	132.0	125.0	120.0	122.1	123.3
英国	87.9	87.8	86.7	86.3	85.7	105.8	105.2	100.4	101.1	104.3
フランス	95.6	98.0	98.1	97.8	97.4	114.7	113.0	111.8	110.6	111.6
ドイツ	71.9	69.0	65.2	61.9	59.6	68.8	69.0	66.1	64.3	63.7
スウェーデン	43.7	42.3	40.7	39.2	35.6	39.9	36.5	32.9	35.9	36.0

（注）斜字は推計値を意味する。

（出典）IMF, “World Economic Outlook Database,” April 2024. <<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2024/April>> を基に筆者作成。

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年9月30日である。

(1) 『財政モニター』は、IMFの財政局（Fiscal Affairs Department）が年2回作成・公表する報告書であり、財政の最新の動向を提示し、中期的な財政見通しを更新し、世界経済に関連する政策の財政的な影響の評価を行っている（International Monetary Fund (IMF), “Fiscal Monitor.” <<https://www.imf.org/en/Publications/FM>>）。

(2) International Monetary Fund, *Fiscal monitor: Fiscal Policy in the Great Election Year*, 2024.4. <<https://www.imf.org/-/media/Files/Publications/fiscal-monitor/2024/April/English/text.ashx>>

(3) *ibid.*, p. ix.

(4) *ibid.*, p. 1.

(5) 例えば、Lars Jonung and Fredrik Andersson, “Fiscal policy is no free lunch: Lessons from the Swedish fiscal framework for fiscal targeting,” 2019.6.5. Centre for Economic Policy Research (CEPR) website <<https://cepr.org/voxeu/blogs-and-reviews/fiscal-policy-no-free-lunch-lessons-swedish-fiscal-framework-fiscal>> がある。同論文はまた、スウェーデンの事例は、赤字財政支出を行い債務比率を急速に増大させた我が国の取組方法とは対照的であると述べている。

表2 実質 GDP 成長率の推移 (単位: %)

国名 / 年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
日本	1.6	0.8	1.7	0.6	▲ 0.4	▲ 4.1	2.6	1.0	1.9	0.9
米国	2.9	1.8	2.5	3.0	2.5	▲ 2.2	5.8	1.9	2.5	2.7
英国	2.2	1.9	2.7	1.4	1.6	▲ 10.4	8.7	4.3	0.1	0.5
フランス	1.1	1.1	2.3	1.9	1.8	▲ 7.5	6.3	2.5	0.9	0.7
ドイツ	1.5	2.2	2.7	1.0	1.1	▲ 3.8	3.2	1.8	▲ 0.3	0.2
スウェーデン	4.5	2.1	2.6	2.0	2.0	▲ 2.2	6.1	2.7	▲ 0.2	0.2

(注) 斜字は推計値、▲はマイナスを意味する。

(出典) IMF, "World Economic Outlook Database," April 2024. <<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2024/April>> を基に筆者作成。

以上の点を踏まえ、本稿では、スウェーデンについて、その予算過程と予算制度を概観し、併せて、COVID-19 とロシアによるウクライナ侵略の影響を受けた、2020 年度の当初予算から本稿執筆時点 (2024 年 9 月末現在) までの国家予算の動向について紹介する。

I 予算過程及び予算制度

1 会計年度前 (予算編成過程)

(1) 執行機関による予算基礎情報の提出

スウェーデンにおける国の予算編成作業は、予算案が国会 (Riksdagen)⁽⁶⁾ で議決され会計年度⁽⁷⁾ が始まる 1 年以上前から開始されている。この作業は財務省 (Finansdepartementet) が指揮・調整を行う⁽⁸⁾。

スウェーデンの中央行政機構は、政策の企画・立案を行う「政府事務局 (Regeringskansliet)」及びこれを構成する個々の「省 (departement)」⁽⁹⁾ と、実務を執行する「執行機関 (myndighet. 「庁」とも訳される。)」が組織的に分離しているという特徴を有する。執行機関は、政体法⁽¹⁰⁾ 及びその他の法律に基づき国会に所属するとされているもの⁽¹¹⁾ を除き、政府 (regeringen) に所属

(6) スウェーデンの国会は、1971 年以降一院制である。

(7) スウェーデンにおける国の会計年度 (budgetår) は、1997 年以降、暦年 (1 月～12 月) である。

(8) "Om budgetprocessen," 2022.10.7. Regeringskansliet website <<https://www.regeringen.se/sveriges-regering/finansdepartementet/statens-budget/budgetprocessen/>> なお、現行の予算過程及び予算制度は 2014 年 9 月 1 日から施行されているが、施行時点におけるその概要については、樋口修「スウェーデンの予算制度と財政ガバナンス」『外国の立法』No.263, 2015.3, pp.95-102. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111091_po_02630008.pdf?contentNo=1> に記述がある。本稿第 I 章の記述は、当該論文の内容を補足・更新するものである。

(9) 2024 年 9 月末現在、政府事務局は、首相府 (Statsrådsberedningen)、10 の省 (労働市場省、財務省、防衛省、司法省、気候・産業省、文化省、農村・インフラ省、社会省、教育省、外務省) と、総務局 (Förvaltningsavdelningen) から構成されている。総務局は、政府事務局の文書管理、法務、人事、会計、施設管理、IT サポート等の支援を行う ("Organisation," 2023.7.11. Regeringskansliet website <<https://www.regeringen.se/regeringskansliet/organisation/>>)。

(10) Kungörelse (1974:152) om beslutad ny regeringsform. Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/kungorelse-1974152-om-beslutad-ny-regeringsform_sfs-1974-152/> 同法はスウェーデンの憲法を構成する 4 つの基本法の 1 つで、「統治法」とも訳される。2020 年 7 月現在の同法の邦訳及び解説として、山岡規雄『各国憲法集 (11) スウェーデン憲法 第 2 版』(調査資料 2020-1-a 基本情報シリーズ 28) 国立国会図書館, 2021. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11645996_po_202001a.pdf?contentNo=1> があ

(11) 国会に所属する執行機関には、会計検査院 (Riksrevisionen)、国会オンブズマン (Riksdagens ombudsmän 又は Justitieombudsmannen)、リクスバンク (Riksbanken (中央銀行)) 等がある ("Riksdagens myndigheter och nämnder." Riksdagen website <<https://www.riksdagen.se/sv/kontakt-och-besok/riksdagens-myndigheter-och-namnder/>>)。

する（政体法第 12 章第 1 条）⁽¹²⁾。執行機関は、政府からは組織的に独立しており、個別案件の処理（私人若しくは地方自治体に対する権限行使又は法律の適用に関わる事案において、特定の場合にどのように決定すべきか）に関しては、大臣を含む他の公的機関の支配を排して自律的に決定することができる（政体法第 12 章第 2 条）⁽¹³⁾。しかし、その他の事項については、執行機関は政府の決定に従う義務があり、政府は、所属する執行機関を管理し、当該執行機関の活動に対する責任を負う⁽¹⁴⁾。

政府に所属する各執行機関は、当該執行機関の予算基礎情報（budgetunderlag）を、毎年 3 月 1 日までに政府（具体的には当該執行機関の業務領域を所管する省）⁽¹⁵⁾に提出する（「年次会計報告及び予算基礎情報に関する命令」（スウェーデン法令全書 2000 年第 605 号）⁽¹⁶⁾第 9 章第 3 条第 1 項）。当該基礎情報には、次の 3 会計年度⁽¹⁷⁾に当該執行機関が活動するための資金の調達に関する同執行機関の提案（すなわち、当該執行機関の次の 3 会計年度の支出額に関する同執行機関の見積り結果）を記載し、また、当該執行機関の投資及び手数料を課す活動についての情報、当該執行機関が後続する予算年度に支出を伴う約束（すなわち、後年度の債務負担）を行うために得ることが必要な承認に関する提案についての情報も含める必要がある（同）。

(2) 財務省による取りまとめと予測

予算基礎情報の提出を受けた各省は、当該情報を取りまとめて財務省に提出する。各省からの提出を受けた財務省は、更にそれを取りまとめることにより、今後 3 会計年度の、国の支出と収入がどの程度の規模になると見込まれるかについて、全体像を明らかにする。

ただし、国の支出と収入は、スウェーデンの国内経済及び国際経済の動向によっても影響を受ける⁽¹⁸⁾。このため財務省は、経済成長、雇用及び失業、輸出入、消費及び投資等の観点から、国内経済及び国際経済の動向についてマクロ経済予測を行い、これに基づいて、マクロ経済の動向により影響を受ける活動分野について、国の支出及び収入の再計算を行う。通常、財務省は、国及びその他の公的部門⁽¹⁹⁾の支出及び収入について、4～5 通りの予測を行う。

また、政府事務局内には、既に実施されている政策の効果に関する追跡調査の結果や、政策構想及び政策案についての将来を見据えた分析等がある。支出及び収入の予測に加えて、これらの調査結果や分析等も、次で述べる春季経済政策案を政府が作成する上での基礎となる。

(3) 春季経済政策案の国会への提出

こうした国の支出及び収入の予測や、既存の政策の効果に関する追跡調査の結果、政策構想

(12) 2024 年 1 月 1 日現在、政府に所属する執行機関の数は 367 である（Statskontoret, *Statsförvaltningen i korthet* 2024, p.11. <<https://www.statskontoret.se/siteassets/rapporter-pdf/2024/sik-2024---utskriftsversion.pdf>>）。

(13) 山岡 前掲注(10), p17. 「大臣を含む他の公的機関」の中には、政府も含まれる。

(14) “Myndigheter och bolag med statligt ägande,” 2024.8.30. Regeringskansliet website <<https://www.regeringen.se/sa-styrssverige/myndigheter-och-bolag-med-statligt-agande/>>

(15) ある政府所属の執行機関について、当該執行機関の業務領域を所管する省がどこであるのかは、「政府事務局への指示に関する命令（スウェーデン法令全書 1996 年第 1515 号）（Förordning (1996:1515) med instruktion för Regeringskansliet. Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-19961515-med-instruktion-for_sfs-1996-1515/>）」第 12 条及び別表で規定されている。

(16) Förordning (2000:605) om årsredovisning och budgetunderlag. Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-2000605-om-arsredovisning-och_sfs-2000-605/>

(17) 例えば、2024 年に提出される予算基礎情報においては、2025～2027 年の 3 会計年度を指す。

(18) 例えば、失業率が低下した場合、A-kassa（失業保険）の支出額は減少し、税収は増加すると見込まれる（“Om budgetprocessen,” *op.cit.*(8)）。

(19) 公的部門（offentlig sektor）には、国（stat）のほか、老齢年金制度（ålderspensionssystemet）、地方自治体（基礎的自治体（kommun）及び広域自治体（レギオン：region））などが含まれる。

及び政策案についての将来を見据えた分析等に基づいて、政府は毎年4月15日までに、経済政策及び財政政策のガイドラインの提案を閣議決定し、政府提出議案 (regeringens proposition; *Prop.*) の形式で国会に提出する (議会法 (スウェーデン法令全書 2014 年第 801 号)⁽²⁰⁾ 補足規定 9.5.2)。これを春季経済政策案 (ekonomisk vårproposition) という。同政策案は、秋に提出される政府予算案を作成する上での出発点かつ基盤となる文書であり、政府予算案と並んで、スウェーデンの予算編成過程における最も重要な文書である。

春季経済政策案の中心となるのは「経済政策及び財政政策のガイドライン」の章である。この章では、経済状況や財政状況を踏まえた上で、今後数年間に政府が実施したいと考える政策 (経済を直接対象とする狭義の経済政策だけではなく、例えば、国内治安の強化、教育、防衛等に関する政策も含まれる。) の全般的な方向性 (ガイドライン) についての政府提案が述べられる。また、同章には、物価・金利・失業率等の経済動向、公的部門の財政状況、財政政策の枠組み (財政ルール。詳細は本章第 4 節で後述) の動向についての全般的な記述も含まれている。特に財政政策の枠組みとの関連では、執行中の会計年度の 3 会計年度先⁽²¹⁾ の、国の全体の支出上限額である支出シーリング (utgiftstak. 後述) に関する政府推計額も、同章に記載される。

このほか、春季経済政策案の他の章には、マクロ経済の動向、財政政策目標 (財政政策の枠組み等) のフォローアップの結果、公的部門の収入及び支出の動向、国の財政収支及び国の債務の動向、公的部門の財政の動向等に関する詳細な記述や、財政政策の長期的な持続可能性に関する政府の評価等が含まれている。

なお、後述するように、政府は原則として 1 会計年度に最大 2 回まで補正予算案を提出することができるが (議会法第 9 章第 6 条第 1 項)、この (原則的な) 補正予算案は、春季経済政策案又は (翌年度の) 政府予算案に併せて提出するものとされている (議会法補足規定 9.6.1)。既に見たように、春季経済政策案は、今後の (中長期的な) 政策の方向性を提案する文書であり、それ自体が現在執行中の政策に見直しを加える性質のものではないが、同時に提出される現会計年度の補正予算案 (春季補正予算 (vårändringsbudget) 案) を通じて、当該春季経済政策案で提示された政策の方向性を、現会計年度にもある程度まで反映させることができる。

春季経済政策案 (及び春季補正予算案) は、通常 6 月に国会で議決される。当該政策案で議決の対象となるのは、主に「経済政策及び財政政策のガイドライン」の章の部分である。秋に提出される政府予算案は、春季経済政策案に関する決定と関連させることが義務付けられているため (議会法補足規定 9.5.3(2))、その議決の内容は、政府予算案の内容に大きく影響する。ただし、ガイドラインはあくまでも政策の方向性を示すものであり、かつ、「ガイドライン」の章の記述は全般的な (細部にわたらない) 内容にとどまるため、春季経済政策案に関する国会の議決は、具体的な予算額あるいはその上限金額を確定するものではない。それらの確定はあくまでも予算案の議決による。

(4) 政府事務局内での予算案編成

春季経済政策案を国会に提出した後、政府事務局内では、枠組み準備作業 (ramberedning)

⁽²⁰⁾ Riksdagsordning (2014:801). Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svenskforfattningssamling/riksdagsordning-2014801_sfs-2014-801/> なお、同法の予算関連規定部分の 2014 年 9 月 1 日内容現在の抄訳として、樋口修・井樋三枝子訳「議会法 (抄)」『外国の立法』263 号, 2015.3, pp.114-118. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111091_po_02630008.pdf?contentNo=1> がある。

⁽²¹⁾ 例えば、2024 年の春季経済政策案においては、2027 年度をいう。

といわれる、政府予算案の編成作業が開始される。

議会法により、国の予算は 27 の支出分野 (utgiftsområde)⁽²²⁾に分けられている (議会法補足規定 9.5.3(1))。春季経済政策案には、支出シーリングを各支出分野に配分した結果⁽²³⁾である支出限度枠 (utgiftsram) に関する政府推計額も記載されており、政府事務局の各省は、この推計された支出限度枠の範囲内で、どのように支出を配分するかについての提案を財務省に提出する。

当該提案では、ある活動についての支出を増やす一方で、別の活動についての支出を削減するという、支出限度枠内での優先順位の再設定 (いわゆるスクラップ・アンド・ビルド) が提案されている場合もあれば、支出額が全体として増加した結果、支出限度枠の拡大が提案されている場合もある。財務省主計局 (Finansdepartementets budgetavdelning) は、これらの提案を査定した後、当該提案に対する評価を財務大臣に提出する。

(5) 政府予算案の決定

政府は春から夏にかけて、予算に関する提案を検討する。少数与党政権⁽²⁴⁾の場合には通常、他の政党との協議も行われる。8月に政府は、首相別荘 (Harpsund) で長時間の検討を行い、検討終了後に最終的な政府予算案を作成する。ある分野への新たな施策の導入や施策の拡充という形で財政資金を投入することは「改革 (reformer)」と呼ばれているが、最終的な政府予算案には、新たな改革に関する提案、翌会計年度の国の予算に関する全ての支出と収入見積り、その後の 2 会計年度の見積りが含まれる。

(6) 政府予算案の国会への提出

政府は、毎年 9 月 20 日までに、翌会計年度の国の収入及び支出についての提案 (政府予算案 (budgetproposition)) を、政府提出議案の形式で国会に提出しなければならない (議会法第 9 章第 5 条第 1 項及び同法補足規定 9.5.1(1))。ただし国会の選挙が 8 月又は 9 月に行われる年⁽²⁵⁾には、政府予算案の提出期限はこれよりも遅くなり、最も遅い場合には 11 月 15 日までとなる (議会法補足規定 9.5.1(2) 及び 9.5.1(3))⁽²⁶⁾。

²² 27 の支出分野の内訳は次のとおりである。(1) 国の運営、(2) 社会の経済及び財政の管理、(3) 租税、関税及び強制執行、(4) 司法、(5) 国際協力、(6) 国防及び社会の有事対応、(7) 国際援助、(8) 移民、(9) 保健、医療及び社会福祉、(10) 疾病及び障害に際しての経済的保障、(11) 高齢に際しての経済的保障、(12) 家族及び子どもに対する経済的保障、(13) 統合及び平等、(14) 労働市場及び職業生活、(15) 学業支援、(16) 教育及び大学の研究、(17) 文化、メディア、宗教団体及び余暇、(18) コミュニティプランニング、住宅供給及び建築並びに消費者政策、(19) 地域開発、(20) 気候、環境及び自然、(21) エネルギー、(22) 交通及び通信、(23) 農業、農村及び食料、(24) 商工業、(25) コミュニオンへの一般交付金、(26) 国の債務の利払い等、(27) 欧州連合への拠出金。

²³ 厳密には、「支出項目 26 国の債務の利払い等」(当該支出項目に関する剰余金増減を含む。)は、支出シーリングの対象ではない。ただしこの支出項目 26 にも支出限度枠は設定される。

²⁴ 近年のスウェーデンでは、現在 [2024 年 9 月末] のクリステション (Ulf Kristersson) 内閣を含めて少数与党政権による統治の時期が長く、1990 年以降で多数与党政権であったのは、2006 ~ 2010 年のラインフェルト (Fredrik Reinfeldt) 内閣のみである (Johannes Lindvall, "Budgetprocessen i det finanspolitiska ramverket," *Statens offentliga utredningar*, SOU 2023:93, 2023.12, pp.81-84. <<https://www.regeringen.se/contentassets/c3c8d6e9fa074489a0424e84d87e04f9/budgetprocessen-i-det-finanspolitiska-ramverket-sou-202393.pdf>>.)

²⁵ 国会の通常選挙は、4 年に 1 回、9 月に行われる (政体法第 3 章第 3 条及び議会法第 2 章第 2 条)。直近の通常選挙は 2022 年に実施された。本文の規定は、通常選挙が実施される場合と、臨時選挙 (extra val) が 8 月又は 9 月に実施される場合などに適用されるが、スウェーデンの国会で臨時選挙が実施されるのはまれであり、直近では二院制を採用していた 1958 年 6 月に、第二院 (andra kammaren) で臨時選挙が行われた ("Extra val." Riksdagen website <<https://www.riksdagen.se/sv/teckensprak/sa-fungerar-riksdagen/extra-val/>>.)

²⁶ 2022 年 1 月 1 日から議会法の改正法 (スウェーデン法令全書 2021 年第 1118 号) が施行されたことにより、この箇所の根拠条文は、樋口 前掲注(8), p.97 記載の、2014 年 9 月 1 日内容現在のものから改正されている。

政府予算案は、財政計画 (finansplan)⁽²⁷⁾ の提案と、国の予算に関する議決についての提案を含んでいなければならない (議会法第 9 章第 5 条第 2 項)。後者の「国の予算に関する議決についての提案」には、国の予算に関する全ての収入及び支出等を含み (予算法 (スウェーデン法令全書 2011 年第 203 号)⁽²⁸⁾ 第 3 章第 3 条)、また、国の収入及び支出は、原則として全ての収入項目及び支出項目を予算編成し会計報告するものとされている (予算法第 3 章第 4 条)。

各支出分野に配分された支出限度枠は、さらに、当該支出分野の構成要素である約 500 の個別の支出項目 (anslag) の限度枠 (ramanslag) に再配分される。すなわち、スウェーデンにおける国の支出は、支出シーリング>各支出分野の支出限度枠>各支出項目の限度枠という階層を構成しているが⁽²⁹⁾、政府予算案では、①支出シーリングについては、3 会計年度先までを対象として提案し (予算法第 2 章第 2 条)⁽³⁰⁾、②各支出分野の支出限度枠については、翌会計年度の配分案と、2 会計年度先及び 3 会計年度先の暫定的な配分案を提案し (予算法第 2 章第 3 条、第 3 章第 3 条)⁽³¹⁾、③各支出項目の限度枠については、翌会計年度の再配分案を提案する (予算法第 3 章第 2 条及び第 4 条)⁽³²⁾ ものとされている。

他方、収入は、収入の種類 (inkomsttyp) > 収入項目 (inkomsttitel) という階層を構成しているが⁽³³⁾、政府予算案では、①収入 [収入の種類] については、翌会計年度の見積り案と、

(27) 財政計画 (finansplan) は、政府の経済政策の説明と、当該政府予算案の要約等から構成されている (“Finansplan - utdrag ur budgetpropositionen för 2024,” 2023.9.20. Regeringskansliet website <<https://www.regeringen.se/informationsmaterial/2023/09/finansplan--utdrag-ur-budgetpropositionen-for-2024/>>)。

(28) Budgetlag (2011:203). Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svenskforfattningssamling/budgetlag-2011203_sfs-2011-203/> なお、同法の 2014 年 9 月 1 日内容現在の邦訳として、樋口修・井樋三枝子訳「予算法」『外国の立法』263 号, 2015.3, pp.103-113. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111091_po_02630008.pdf?contentNo=1> がある。

(29) 例えば、2024 年度政府予算案 (“Budgetpropositionen för 2024 (Regeringens proposition (Prop.) 2023/24:1.” Regeringskansliet website <<https://www.regeringen.se/contentassets/e1afccd2ec7e42f6af3b651091df139c/budgetpropositionen-for-2024-hela-dokumentet-prop.2023241.pdf>>) において、「支出分野 23 農業、農村及び食料」は 29 の支出項目から構成されており、その 1 つに「1:8 スウェーデン農業庁 (Statens jordbruksverk)」という支出項目がある。2024 年度の支出シーリング 1 兆 7470 億スウェーデン・クローナ (以下「SEK」という。1SEK = 約 14.85 円 (日本銀行国際局「2024 年 9 月分報告省令レート」2024.8.20. <https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/syorei/hou2409.htm> 以下本稿では、時期にかかわらずこの邦貨換算レートを使用する。)) による支出シーリングの邦貨換算額は、約 25 兆 9430 億円) のうち、「支出分野 23」には 239 億 7318 万 1 千 SEK (約 3560 億円) の支出限度枠が配分され、そのうち「1:8 スウェーデン農業庁」の支出項目には、7 億 4446 万 5 千 SEK (約 111 億円) の限度枠が再配分された (Prop. 2023/24:1, *ibid.*, pp.113-115, Utgiftsområde 23, pp.4, 68-70.)。なお、前掲注(28)で述べたように、「支出分野 26 国の債務の利払い等」は支出シーリングの対象ではないが、支出限度枠は設定される。

(30) ただし、翌会計年度と 2 会計年度先の支出シーリングについては、過去の予算案に含まれており、既に国会で議決が行われているため、新規に議決対象となるのは、3 会計年度先の支出シーリングである。

(31) 2 会計年度先及び 3 会計年度先の各支出分野への支出限度枠の提案は暫定的なものであるため (予算法第 2 章第 3 条)、議決された当該支出限度枠に対して、次年度以降の予算案で修正案の提案を行うことは一般的である。これに対して、3 会計年度先の支出シーリングは決定額の提案であるため、議決された支出シーリングに対して、次年度以降の予算案で修正を行うことには相応の理由が必要である。詳細は本章第 4 節 (2)(iii) を参照。

(32) 政府予算案には、2 会計年度先及び 3 会計年度先の各支出項目の限度枠についても、見積りが記載されている。ただしこれは見積り (beräknat) であって提案 (förslag) ではないため、あくまで参考情報としての位置付けであり、国会の議決の対象ではない。

(33) 2024 年度政府予算案では、個別の収入項目に 4 桁の分類番号が付与されており、当該番号は、千の位→百の位→十の位→一の位の順に概念が細分化される階層構造となっている。具体的には、分類番号 1000 は「国の租税収入」、1400 は「(国の租税収入のうち) 消費及び投入財に関する税」、1420 は「(消費及び投入財に関する税のうち) アルコール及びタバコに関する税」、1421 は「(アルコール及びタバコに関する税のうち) タバコに関する税」をいう。当該予算案並びに予算案に関連する国会の文書では、多くの場合、千の位又は百の位までの概念で収入の種類について述べる際には「収入の種類 (inkomsttyp)」の語を使用し、一の位までの概念で具体的な個別の収入項目について述べる際には「収入項目 (inkomsttitel)」の語を使用している (Prop. 2023/24:1, *op.cit.*(29), pp.8, 93-112,

2 会計年度先及び 3 会計年度先の暫定的な見積り案を提案し（予算法第 2 章第 3 条、第 3 章第 3 条）、②収入項目については、翌会計年度の見積り案を提案する（予算法第 3 章第 1 条及び第 4 条）ものとされている⁽³⁴⁾。

政府予算案には、当該予算案に関連する法律案（例えば税制改正案）を含めることができる。その一方で、政府は、特別な経済政策上の理由がない限り、秋の間に（すなわち、翌会計年度の予算が国会で議決される前に）、政府予算案の後から、翌会計年度の国の収入又は支出を増減させ得る議案（例えば税制改正案）を提出することはできない（議会法第 9 章第 5 条第 3 項）。

政府予算案では、国の収入及び支出と共に、財政的には国の予算から独立している老齢年金制度（ålderspensionssystemet）の費用も報告され、国会の承認を受ける。当該費用は国の予算には含まれないが、支出シーリングの中には含まれている。また、政府予算案の提出時は、執行中の現会計年度の補正予算案を提出する（原則的な）機会であるとされており（議会法第 9 章第 6 条第 1 項及び同法補足規定 9.6.1）、通常、現会計年度の秋季補正予算（höstandningsbudget）の案が、政府予算案と共に提出される。

(7) 国会における予算審議と議決

(i) 予算提出時討論と野党の対案

政府が予算案を国会に提出する際に、政府（財務大臣）と国会を構成する各政党の経済政策代表者との間で討論が行われる（予算案提出時討論（debatt med anledning av budgetpropositionens avlämnande）⁽³⁵⁾）。野党は、政府予算案に対する同党の対案を、特別の経済政策動議の形で提出し、当該動議において、同党の予算代替案についての全般的な説明を行う。対案は通常「影の予算（skuggbudget）」と呼ばれる。国の支出に関するより詳細な対案は、当該野党が、支出分野ごとに動議を提出することによって示される⁽³⁶⁾。

(ii) 2 段階での予算議決（枠組み決定モデル）

政府予算案が提出され、野党が対案を提出すると、予算の議決に向けた準備が開始される⁽³⁷⁾。

国会において、翌会計年度の国の予算は 2 段階で議決される（議会法第 11 章第 18 条第 2 項）。すなわち、第 1 段階では予算の枠組みが決定され（枠組み決定（rambeslut））、第 2 段階では、第 1 段階で決定された枠組みの範囲内で、個別の支出項目等についての決定が行われる。この 2 段階での予算議決の手順は「枠組み決定モデル（rambeslutsmodell）」とも呼ばれている。スウェーデンでは 1996 年秋（1997 年度予算）以降、この「枠組み決定モデル」の手順が導入さ

Bilaga 1, pp.15-21; "Utgiftsramar och beräkning av statsinkomsterna (Finansutskottets betänkande (bet.) 2013/14:FiU1)," pp.112-117. Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/fil/4BB8F1BB-BF34-4143-B8ED-E412221425CB>>。

⁽³⁴⁾ 例えば 2024 年度政府予算案では、2024 年度予算については、収入の種類はもとより、分類番号が一の位までの収入項目について、千 SEK 単位での見積り案が提案されている（*Prop.* 2023/24:1, *ibid.*, p.95; Bilaga 1, pp.15-21.）。一方で、2025 年度予算及び 2026 年度予算については、分類番号が百の位までの収入の種類について、十億 SEK 単位での暫定的な見積り案が提案されている（ただし、一部の主要な予算項目については、分類番号を付けずに、収入の種類の内訳として記載されている。）（*ibid.*, pp.95-97.）。

⁽³⁵⁾ "Beslutar om statens budget." Riksdagen website <<https://www.riksdagen.se/sv/sa-fungerar-riksdagen/riksdagens-uppgifter/beslutar-om-statens-budget/>> 例えば 2024 年度政府予算案（*Prop.* 2023/24:1, *ibid.*）の予算案提出時討論は、2023 年 9 月 20 日に、穏健統一党（Moderata samlingspartiet）所属のスバンテソン（Elisabeth Svantesson）財務大臣と、同党を除く国会を構成する 7 政党の経済政策代表者により実施された（"Talarlista: Onsdagen den 20 september 2023, Kl. 13.00 Debatt med anledning av budgetpropositionens avlämnande." Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/dokument/HB0J20230920/pdf>>）。

⁽³⁶⁾ "Beslutar om statens budget," *ibid.*

⁽³⁷⁾ "Så arbetar riksdagen med statens budget." Riksdagen website <<https://www.riksdagen.se/sv/sa-fungerar-riksdagen/riksdagens-uppgifter/beslutar-om-statens-budget/sa-arbetar-riksdagen-om-statens-budget/>>

れている⁽³⁸⁾。

(a) 第1段階

第1段階では、予算の枠組みに関する決定が行われる。この「予算の枠組み」に含まれるのは、具体的には、①翌会計年度における国の収入の見積り、②翌会計年度における税や手数料の変更、③翌会計年度における国の支出総額、④翌会計年度における27個の各支出分野への支出限度枠の配分額、⑤2会計年度先及び3会計年度先における暫定的な国の収入の見積り及び各支出分野への支出限度枠の配分額、⑥今後3会計年度の各年度の支出シーリング⁽³⁹⁾等である（議会法第11章第18条第3項、議会法補足規定11.18.1）⁽⁴⁰⁾。

国会の各委員会は、政府予算案と野党の対案で提案された支出限度枠を分析する。27の各支出分野の分析は、その内容に応じて各委員会に割り当てられる（例えば「支出分野7国際援助」の分析は、外務委員会が行う。）⁽⁴¹⁾。各委員会は、ある支出分野の金額を増やすか減らすか、また、異なる支出分野間で金額を移転させるかについて、提案を行うことができる。

分析が完了すると、各委員会は、第1段階の委員会審査を行う財務委員会（finansutskott）に意見書（yttrande）を提出する。財務委員会は、これらの意見書を踏まえ、国の予算の各支出分野の枠組みに関して1つに取りまとめた提案（委員会報告書（betänkande（bet.）））を作成し、その中で全ての支出分野について見解を表明する。

国会は11月20日頃に、財務委員会の当該委員会報告書について本会議で審議し、第1段階の議決を行う⁽⁴²⁾。

(b) 第2段階

第2段階では、第1段階で決定された予算の枠組みの範囲内で、予算の詳細（各支出分野の支出限度枠を何に使用するか等）を決定する。第2段階の委員会審査は、当該支出分野を所掌する各委員会で行われる。各委員会は、各支出分野内の支出項目の間で資金をどのように配分するかについての提案を作成することで、第2段階の委員会審査を行う。各委員会は、政府がその予算案で行ったのとは別の方法で支出項目に優先順位を付け、当該支出分野内の異なる支出項目の間で金額（限度枠）を移転することができる。しかし、第1段階で議決された支出限度枠は、第2段階を強く拘束し、各委員会は、当該支出分野の支出限度枠を超過するいかなる提案も行うことはできない⁽⁴³⁾。したがって、各委員会が特定の支出項目の金額（限度枠）を増加させる場合には、他の支出項目の金額（限度枠）を減少させる必要がある。

12月初旬に、各委員会では、所掌する各支出分野内で、支出項目に資金（限度枠）をどのように再配分するかについての提案（委員会報告書）を作成する準備が整う。国会は本会議で討論を行った後、12月中に議決を行う。提案（委員会報告書）は支出分野ごとに作成されるため、当該提案（委員会報告書）に関する国会の議決も支出分野ごとに行われる。全ての支出分野について議決が完了すると、財務委員会は翌会計年度の国の予算を取りまとめ、国会は取

⁽³⁸⁾ Lindvall, *op.cit.*(24), p.12.

⁽³⁹⁾ ただし、前掲注⁽³⁰⁾で述べたように、新規に議決対象となるのは、3会計年度先の支出シーリングのみである。翌会計年度と2会計年度先の支出シーリングについては、過去の予算案に含まれており、既に国会で議決が行われている。

⁽⁴⁰⁾ “Så arbetar riksdagen med statens budget,” *op.cit.*(37)

⁽⁴¹⁾ 各委員会が所掌する具体的な支出分野は、議会法の別表（bilaga）に記載されている。

⁽⁴²⁾ “Så arbetar riksdagen med statens budget,” *op.cit.*(37)

⁽⁴³⁾ *ibid.*

りまとめ結果を政府に通知して、予算編成が完了する⁽⁴⁴⁾。

なお、補正予算（後述）の場合には、枠組み決定モデルは原則として使用されず、1度の議決で決定される。ただし変更が非常に大きな場合には、2段階での予算議決（枠組み決定モデル）を行うことができる（議会法第11章第18条第5項）。

(8) 予算の配賦

予算案が国会で議決されると、政府は全ての執行機関に対する予算割当通知（regleringsbrev. 直訳では「規定通知」）を決定し、各執行機関に通知する。予算割当通知には、当該執行機関が使用可能な支出項目ごとの金額と、使用に際しての条件が示されている。

政府は予算割当通知で、執行機関の任務を決定し、特定の実績に関する情報を要求することもできる。このため予算割当通知は、執行機関の毎年の財務状況を管理する手段を構成し、政府から執行機関への指示（instruktion）による、長期的な管理を補完するものとなっている⁽⁴⁵⁾。

2 会計年度中（予算執行過程）

(1) 月次のフォローアップ

現会計年度においては、議決された予算の執行のほか、国の収入及び支出の動向のフォローアップ（追跡調査）、補正予算案の作成に重点が置かれる。

執行機関の1つであるスウェーデン国家財政管理庁（Ekonomistyrningsverket (ESV); [英語] Swedish National Financial Management Authority）は、国の収入及び支出の動向について、毎月フォローアップを行っている。政府もまた、現会計年度予算のフォローアップの結果を、春季経済政策案と次年度予算案の2回の機会に分けて公表している。

(2) 補正予算

政府は、執行中の予算を修正する必要があると判断した場合、補正予算（ändringsbudget）の議案を、国会に提出することができる（議会法第9章第6条）。当該議案は原則として最大2回まで、春季経済政策案及び次年度予算案に併せて提出することができる（議会法第9章第6条第1項及び同補足規定9.6.1）⁽⁴⁶⁾。ただし、特別な理由があると政府が判断した場合には、これ以外の時期に、臨時補正予算（extra ändringsbudget）の議案を提出することができる（議会法第9章第6条第2項）。第II章で見るように、2020年以降（特に2020～2022年の3か年度）、臨時補正予算の回数は急増している。また前述のように、国会において補正予算案は1度で議決されるが、非常に大規模な修正の場合には、2段階で議決することもできる（議会法第11章第18条第5項）。

3 会計年度後（決算過程）

会計年度が終了すると、国の予算の執行状況のフォローアップと、国の年次報告書の作成が

(44) *ibid.* 例えば2024年度予算の場合、2023年11月29日に第1段階の議決（枠組み決定）が行われ、同年12月6日から12月20日の間に第2段階の各支出分野の議決が行われた。財務委員会は2023年12月20日付で、2024年度の国の予算に関する国会の議決結果を委員会報告書として取りまとめ（“Statens budget för 2024 (bet. 2023/24:FiU10).” Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/fil/2B692163-C69A-4C64-A59D-EC18F302DF11>>）、国会は同日（2023年12月20日）、当該委員会報告書が取りまとめられた旨を政府（財務省）に通知した（Riksdagsskrivelse (rskr.) 2023/24:115. *ibid.* <<https://data.riksdagen.se/fil/757A2BC5-F7C5-41B7-BE39-3215521C0F3C>>）。

(45) “Om budgetprocessen,” *op.cit.*(8)

(46) 本文で述べたように、春季経済政策案と併せて提出する補正予算の議案を春季補正予算、次年度予算案と併せて提出する補正予算の議案を秋季補正予算という。

行われる。

(1) 執行機関の年次報告書の提出

各執行機関は、前会計年度の年次報告書を、2月22日までに政府に提出しなければならない（年次報告書及び予算基礎情報に関する命令（スウェーデン法令全書2000年第605号）⁽⁴⁷⁾第2章第1条）。当該年次報告書には、当該執行機関の財務状況に関する情報と、活動に関する情報の両方が含まれる。すなわち、当該執行機関が割り当てられた資金をどのように使用したか、また、当該執行機関が、その活動について、政府が定める目標をどのように達成し、政府が定める任務をどのように遂行したか等が、当該年次報告書に記載される。

(2) スウェーデン会計検査院による年次検査報告の提出

スウェーデン会計検査院（Riksrevisionen; [英語] Swedish National Audit Office）⁽⁴⁸⁾は、各執行機関が提出した年次報告書を検査し（年次検査（årlig revision））、3月末に、政府に年次検査報告（revisionsberättelse）を提出する。当該検査では、当該執行機関の年次報告書が信頼できる正確なものであるか、会計が公正なものであるか、当該執行機関が法規や決定を遵守しているか等が検査される⁽⁴⁹⁾。

また、同検査院は、年次検査に加えて、政府の活動が効果的に実施されているか否かを検査する有効性検査（effektivitetsrevision）を実施し、結果を有効性検査報告書（granskningsrapport）に取りまとめて国会に提出する⁽⁵⁰⁾。

(3) 政府による国の年次報告書の提出

政府は毎年4月15日までに、国の年次報告書（årsredovisning för staten）を国会に提出する（予算法第10章第5条）⁽⁵¹⁾。当該年次報告書は、主に各執行機関の年次報告書の情報に基づいて国の財務実績を説明するものであり、前会計年度における国の収入及び支出の実際の金額が記載されているほか、国の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、財政政策目標のフォローアップ結果、国の債務、国の保証及び融資等の情報を含む（予算法第10章第6条）。国の年次報告書は、スウェーデン会計検査院による検査を受ける（国の活動等の検査に関する法律（スウェーデン法令全書2002年第1022号）⁽⁵²⁾第3条第1項第1号）。国会は、当該検査結果等を踏まえてこの年次報告書を審査し、議決する⁽⁵³⁾。

(47) Förordning (2000:605) om årsredovisning och budgetunderlag, *op.cit.*(16)

(48) スウェーデン会計検査院は、国会所属の執行機関である（政府所属の執行機関ではない）。

(49) “Årlig revision steg för steg.” Riksrevisionen website <<https://www.riksrevisionen.se/om-riksrevisionen/riksrevisionens-uppgifter/granskningsmetoder/arl原因-revision.html>> なお、年次報告書に重大な誤りがあると評価された場合には、年次検査報告にその旨が記載され、さらに、当該執行機関の内部統制若しくは管理又は最終的な年次報告書に重大な欠陥があると評価された場合には、スウェーデン会計検査院は、検査指摘事項報告書（revisionsrapport）を文書で提出する（*ibid.*）。

(50) “Effektivitetsrevision steg för steg.” Riksrevisionen website <<https://www.riksrevisionen.se/om-riksrevisionen/riksrevisionens-uppgifter/granskningsmetoder/effektivitetsrevision.html>> 有効性検査報告書の例としては、獣医療サービスを確保するための政府とスウェーデン農業庁の管理・フォローアップの在り方に大きな欠陥があることを指摘したもの（“Statens ansvar för veterinär service –Jordbruksverkets styrning och genomförande (RIR 2021:4),” 2021.3. Riksrevisionen website <https://www.riksrevisionen.se/download/18.41431b5d178176f89619e58a/1615969789533/RiR%202021_04%20Anpassad.pdf>）等がある。

(51) 例えば、2023年度の国の年次報告書（“Årsredovisning för staten 2023 (Regeringens skrivelse (Skr.) 2023/24:101).” Regeringskansliet website <<https://www.regeringen.se/contentassets/955eed0da22d4babacdf8e0f7301a02/arsredovisning-for-staten-2023-skr.-202324101.pdf>>）は、2024年4月15日に、政府通知（Skr.）の形式で、政府から国会に提出された。

(52) Lag (2002:1022) om revision av statlig verksamhet m.m. Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-20021022-om-revision-av-statlig-verksamhet_sfs-2002-1022/>

(53) 2023年度の国の年次報告書の場合、国会の財務委員会は、その委員会報告書（2023/24年度財務委員会第30号）

4 財政政策の枠組みと財政政策目標

(1) 財政政策の枠組み

スウェーデンにおける、財政政策の持続可能性と透明性を長期的に確保するための手段を総称して、財政政策の枠組み (finanspolitiska ramverket; [英語] fiscal policy framework) という。財政政策の枠組みは、多くの目標と原則から構成されており、その一部は法律により規定されているが、1990年代の国の財政危機以降に展開した慣行に基づいているものもある⁽⁵⁴⁾。

当該枠組みの主な構成要素は、財政政策目標、厳格な国の予算過程、財政政策の監視、透明性と明快性などであり、その内容の一部は、前述の予算過程からも看取することができる。

(2) 財政政策目標

財政政策目標 (budgetpolitiska målen; [英語] budgetary policy targets) は、財政政策の枠組みの最も中心的な構成要素である。当該政策目標は現在、①黒字目標、②債務アンカー、③支出シーリング、④地方自治体の均衡予算原則の4つから構成されている。

(i) 黒字目標

黒字目標 (överskottsmål; [英語] surplus target) とは、公的部門 (国、地方自治体、老齢年金制度) の財政黒字の目標をいう。予算法は、政府が国会に対して黒字目標を提案することを義務付けている (第2章第1条)。

国会の議決により、黒字目標の水準は、2024年9月末現在、1回の景気循環⁽⁵⁵⁾全体の平均でGDPの3分の1% (0.33%) に設定されている。現在の形の黒字目標は、1997年の春季経済政策案で導入が提案され⁽⁵⁶⁾、3年間の段階的導入期間を経て2000年から実施されているが⁽⁵⁷⁾、当初の水準は、1回の景気循環全体の平均でGDPの2%に設定されていた⁽⁵⁸⁾。当該水準はその後、2007年の春季経済政策案でGDPの1%に引き下げられ⁽⁵⁹⁾、2017年の春季経済政策案で現在の水準であるGDPの3分の1% (0.33%) に引き下げられた (3分の1%の適用は2019年

で、当該報告書と同報告書に関するスウェーデン会計検査院の検査報告書を承認するよう提案し、国会は2024年6月19日、本会議で委員会報告書のとおり議決した (“Årsredovisning för staten 2023 (bet. 2023/24:FiU30).” Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/betankande/arsredovisning-for-staten-2023_hb01fiu30/>).

⁽⁵⁴⁾ “Om det finanspolitiska ramverket,” 2022.10.7. Regeringskansliet website <<https://www.regeringen.se/sveriges-regering/finansdepartementet/statens-budget/budgetprocessen/om-det-finanspolitiska-ramverket/>>; “About the Swedish fiscal policy framework.” Government of Sweden website <<https://www.government.se/government-of-sweden/ministry-of-finance/central-government-budget/the-fiscal-policy-framework/>>

⁽⁵⁵⁾ 1回の景気循環は①拡大→②減速→③後退→④回復の4局面から構成され、通常は3～8年の期間を有する (“SCB:s konjunkturlocka,” 2024.9.16. Statistikmyndigheten website <<https://www.scb.se/hitta-statistik/temaomraden/sveriges-ekonomi/konjunkturlocka/>>). ただし景気循環の長さを明確に測定することはできないため、本文で後述するように、黒字目標の達成状況の評価方法等は複雑なものとなる。

⁽⁵⁶⁾ “1997 års ekonomiska vårproposition (Prop. 1996/97:150),” pp.11, 15, 17. Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/dokument/GK03150/>>; “Riktlinjer för den ekonomiska politiken, utgiftstak, ändrade anslag för budgetåret 1997, m.m. (bet. 1996/97:FiU20).” *ibid.* <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/betankande/riktlinjer-for-den-ekonomiska-politiken_gk01fiu20/>; *rskr.* 1996/97:284, 1997.6.11.

⁽⁵⁷⁾ “Överskottsmålet för offentliga finanser,” *Konjunkturläget*, 2013.3, p.45. Konjunkturinstitutets website <<https://www.konj.se/download/18.42684e214e71a39d0723187/1436517288765/Konjunkturlaget-mars-2013.pdf>>; “Utvärdering av överskottsmålet,” *Departementsserien* (Ds) 2010:4, pp.45-46. Regeringskansliet website <<https://www.regeringen.se/content/assets/7a9aa6aa65a04fbd1bf0dac9e1021b/utvardering-av-overskottsmalet-ds-20104/>>

⁽⁵⁸⁾ *Prop.* 1996/97:150, *op.cit.*⁽⁵⁶⁾, pp.11, 15, 33.

⁽⁵⁹⁾ “2007 års ekonomiska vårproposition (Prop. 2006/07:100),” pp.85-87. Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/fil/57FC456D-91F4-47A6-B793-7EA2A5B86364/>>; “Riktlinjer för den ekonomiska politiken och budgetpolitiken (bet. 2006/07:FiU20).” *ibid.* <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/betankande/riktlinjer-for-den-ekonomiska-politiken-och_gu01fiu20/>; *rskr.* 2006/07:220, 2007.6.20. *ibid.* <<https://data.riksdagen.se/fil/D7F9FF01-3DC1->

度から)⁽⁶⁰⁾。前者の引下げは、EU 統計局 (Eurostat) が、スウェーデンの老齢年金制度の積立方式部分 (premiepensionssystemet) の黒字を公的部門の財政黒字とみなさないと決定したことに伴う純技術的な補正であり、黒字目標の実質的な水準に変更はないとされた⁽⁶¹⁾。これに対して後者の引下げは、高齢化の進行に伴う老齢年金制度の黒字減少、高齢者介護及び医療ニーズの増大と、今後 10 年間で黒字から赤字に転換する見通しである地方自治体の財政を国が補う必要が見込まれる一方で、比較的厳しい経済シナリオの下でも、公的部門の財政の純資産と債務が、10 年間ないしそれ以上の期間、危機的状況に達することがないと予想される水準を考慮して行われた実質的なものである⁽⁶²⁾。

前述のように、黒字目標は「1 回の景気循環の全体の平均」で達成すれば良く、各会計年度について達成する必要はない。各会計年度について黒字目標の達成を義務付けた場合、経済活動の減速期でも、当該目標の達成のために財政政策を引き締めざるを得なくなり、財政政策が持つ景気の自動安定化機能が作動しなくなるおそれがあるからである⁽⁶³⁾。これに対して「1 回の景気循環の全体の平均」で黒字目標を達成することとすれば、特定の会計年度で黒字目標から乖離する余地が生まれる。しかしその一方で、財政黒字の状況や特定の財政政策が黒字目標と整合的であるか否かの評価は、「1 回の景気循環」の具体的な期間が不明確であることもあって、複雑なものになる⁽⁶⁴⁾。2017 年春季経済政策案により、黒字目標の達成を評価し、当該目標からの組織的な乖離を発見するための方法として、バックワード・ルッキング⁽⁶⁵⁾による、過去 8 年間の実際の財政黒字の平均が使用されている⁽⁶⁶⁾。

予算法によれば、政府は、国会に対して、少なくとも年に 2 回、黒字目標の達成状況について報告することが義務付けられている (第 2 章第 1a 条第 1 項)。また、黒字目標からの乖離が見込まれる場合、政府は、当該目標に復帰する方法について報告に記載しなければならない (第 2 章第 1a 条第 2 項)。

設定された黒字目標の水準は、新たに設定が行われるまで有効であり⁽⁶⁷⁾、したがって毎年度黒字目標を設定する必要はない。ただし、黒字目標の水準は 8 年に 1 回、総選挙の翌年から

4C10-9A9A-07884A1FCA90>

(60) “2017 års ekonomiska vårproposition (Prop. 2016/17:100),” pp.81-82. Regeringskansliet website <<https://www.regeringen.se/contentassets/f9a7d8e112894d87b0dece44e8e40683/2017-ars-ekonomiska-varproposition-prop.-201617100/>>; “Riktlinjer för den ekonomiska politiken (bet. 2016/17:FiU20).” Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/betankande/riktlinjer-for-den-ekonomiska-politiken_h401fiu20/>; rskr. 2016/17:349, 2017.6.21. *ibid.* <<https://data.riksdagen.se/fil/DD9E091C-AE95-458B-8962-61CFECE7CE7>>

(61) Prop. 2006/07:100, *op.cit.*(59), p.86.

(62) Prop. 2016/17:100, *op.cit.*(60), pp.81-82.

(63) Ministry of Finance, “The Swedish Fiscal policy framework (Skr. 2017/18:207),” pp.13-14. Government of Sweden website <<https://www.government.se/globalassets/government/dokument/finansdepartementet/the-swedish-fiscal-policy-framework.pdf>>

(64) *ibid.*; Simon Torstensson, “Det finanspolitiska ramverket,” 2024.2.29. Ekonomifakta website <https://www.ekonomifakta.se/sakomraden/offentlig-ekonomi/statsbudget/det-finanspolitiska-ramverket_1208626.html>

(65) バックワード・ルッキング (backward-looking) とは、過去の経験等に基づき、将来のことを予想することをいう (矢野浩一「動学的確率的一般均衡 (DSGE) モデルと政策分析」『Economic & Social Research』No.5, 2014.6, p.14. 経済社会総合研究所ウェブサイト <https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/esr/esr_report/esr_005/esr_005_e.pdf>)。

(66) Prop. 2016/17:100, *op.cit.*(60), pp.84-85; Ministry of Finance, *op.cit.*(63), p.15. なお、2017 年春季経済政策案の前には、評価等を行う方法として、当該会計年度とその前後 3 年度を含めた 7 年間の平均 (7 年間指標 (sjuårsindikatorn)) 等の指標が使用された (“En översyn av överskottsmalet,” *Statens offentliga utredningar*, SOU 2016:67, 2016.9, pp.78-79. <<https://www.regeringen.se/contentassets/ecfe77e71eef4b8d9fcf1db78a268637/en-oversyn-av-overskottsmalet-sou-201667/>>).

(67) “Om det finanspolitiska ramverket,” *op.cit.*(54)

新しい目標水準が効力を有するように、その前年（すなわち、国会の2期目の任期の最後の年）の秋に向けて見直しを行うこととされている⁽⁶⁸⁾。2026年がこの見直しを行う年に当たっており、同年の見直しに向けて、2023年11月に、現行水準の見直しを行うための基礎となる情報を調査する調査委員会が任命された⁽⁶⁹⁾。

なお、EU（欧州連合）加盟国であるスウェーデンは、EU加盟国の財政規律を確保し、加盟国間の財政政策を調整する一連のルールである安定・成長協定（Stability and Growth Pact）に基づき、毎年的一般政府（国、州、地方自治体、社会保障基金の総称）⁽⁷⁰⁾の財政赤字をGDPの3%以内に抑えることが義務付けられている（欧州連合運営条約⁽⁷¹⁾第126条第2項及び過剰財政赤字手続に関する欧州連合運営条約附属第12議定書⁽⁷²⁾第1条）。上述の黒字目標は、このEU加盟国共通の財政規律よりも、厳しい内容のものとなっている。

（ii）債務アンカー

債務アンカー（skuldankaret; [英語] debt anchor）は、一般政府部門全体の連結総債務⁽⁷³⁾が中期的にどの程度の規模であるべきかを示す指標である。現在、当該総債務がGDPの35%以内となるよう、債務アンカーが設定されている。

債務アンカーは2017年の春季経済政策案で導入が提案され⁽⁷⁴⁾、2018年春季経済政策案（2019年度予算編成の基礎となる）から適用が開始され、2019年度予算から実施されている⁽⁷⁵⁾。この指標が導入された目的は、黒字目標を補い、経済安定化政策の持続可能性と政策発動の余地を確立して、財政政策の枠組みを強化することにあつた⁽⁷⁶⁾。当該目的を達成するためには、特定の時点の財政黒字よりも、一般政府部門の債務と資産の水準の方が、より本質的に関連していると考えられたため、債務の指標である債務アンカーが導入されたものである⁽⁷⁷⁾。

また、EU加盟国は、財政赤字と同様に、安定・成長協定に基づき、一般政府の債務比率をGDPの60%以内に抑えることが義務付けられており（欧州連合運営条約第126条第2項及び過剰財政赤字手続に関する欧州連合運営条約附属第12議定書第1条）、これを遵守する点からも、債務の指標を導入する必要があつた。上述の債務アンカーの設定水準は、このEU加盟国共通の債務水準よりも厳しく、債務アンカーを遵守することにより、EU加盟国の財政規律は余裕をもって達成することができる⁽⁷⁸⁾。

⁽⁶⁸⁾ *ibid.*

⁽⁶⁹⁾ “Översyn av nivån på målet för den offentliga sektorns finansiella sparande (Kommittédirektiv, Dir. 2023:162).” Regeringskansliet website <<https://regeringen.se/contentassets/5fa19c11876f493a9b7f9249f0f71001/oversyn-av-nivan-pa-malet-for-den-offentliga-sektorns-finansiella-sparande-dir-2023162.pdf>> なお、同委員会は2024年11月15日までに報告書を提出する予定である（*ibid.*）。

⁽⁷⁰⁾ “Glossary: General government sector.” Eurostat website <https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Glossary:General_government_sector> なお、スウェーデンには州に該当する政府はなく、地方自治体には、基礎的自治体と広域自治体が含まれる。

⁽⁷¹⁾ Treaty on the Functioning of the European Union (TFEU). *Official Journal of the European Union*, Vol.59, C202, 2016.6.7, pp.47-199. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2016:202:FULL>>

⁽⁷²⁾ Protocol (No 12) on the excessive deficit procedure annexed to the Treaty on the Functioning of the European Union. *Official Journal of the European Union*, Vol.51, C115, 2008.5.9, pp.279-280. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2008:115:FULL>>

⁽⁷³⁾ この一般政府部門全体の連結総債務は、マーストリヒト債務（Maastrichtskuld; [英語] Maastricht debt）とも呼ばれる。

⁽⁷⁴⁾ *Prop.* 2016/17:100, *op.cit.*(60), pp.80,82-83.

⁽⁷⁵⁾ Ministry of Finance, *op.cit.*(63), p.17.

⁽⁷⁶⁾ *ibid.*, pp.17-18.

⁽⁷⁷⁾ *ibid.*

⁽⁷⁸⁾ *ibid.*

政府は毎年、春季経済政策案で、国会に総債務額の推移を報告する。総債務額が債務アンカーの水準から GDP の 5% を超えて上回る場合、政府は春季経済政策案に併せて、超過の原因とそれへの対処方針を記載した文書を、国会に提出しなければならない⁽⁷⁹⁾。

(iii) 支出シーリングと予算マージン

(a) 支出シーリング

前述のように、支出シーリングとは、ある会計年度における国の全体の支出上限額をいう。支出シーリングは 1997 年度予算から導入され、2010 年に予算法によって適用が義務付けられた⁽⁸⁰⁾。現在、国の予算支出の 27 個の支出分野のうち「26 国の債務の利払い等」を除く 26 個の支出分野と、国の予算外の老齢年金制度の支出⁽⁸¹⁾に対して支出シーリングが適用されている。「国の債務の利払い等」が支出シーリングの対象から除外されているのは、当該費用は、原則的には当該債務の規模（すなわち毎年の財政赤字の累積額）と金利水準によって決まるため、国が直接コントロールすることができないからであるとされている⁽⁸²⁾。予算法には支出シーリングの適用範囲についての規定はなく、上述の適用範囲は確立された慣行によるものである⁽⁸³⁾。

1995 年春に支出シーリングの導入が国会で議決された際には、支出シーリングは、国の債務の利払いを除く全ての公的部門（国、国の予算外の社会保険、地方自治体）を対象とすることが想定されていた⁽⁸⁴⁾。しかし、地方自治体の支出に対しては、地方自治体への国の交付金⁽⁸⁵⁾の規模及び配分の決定や、1997 年と 1998 年に地方自治体が増税（税率引上げ等による徴税の強化）を行わないこと⁽⁸⁶⁾をその内容として含む、（政府とスウェーデン地方自治体・地域協会（Svenska Kommunförbundet och Landstingsförbundet）との間の合意に基づく）地方財政ガイドライン等、政府が（地方自治体の収入をコントロールすることを通じて）当該支出をコントロールする手段が当時存在していた。そのような状況の下で、更に当該支出を国の支出シーリングの適用範囲にすることは、財政規律の範囲を超えて、地方自治体の自治権に関する基本法（憲法）の規定に抵触する懸念があり、適切ではないと考えられた⁽⁸⁷⁾。このため、1996 年の春季経済政策案において、公的部門のうち、国（国の債務の利払いを除く。）と、国の予算外の社会保険を支出シーリングの適用範囲とすることが提案され⁽⁸⁸⁾、国会も当該提案を承認した⁽⁸⁹⁾。

⁽⁷⁹⁾ “Om det finanspolitiska ramverket,” *op.cit.*(54)

⁽⁸⁰⁾ Rikskrevisionen, “Utgiftstaket—olika roll i olika tider (RIR 2020:28),” 2020.11, p.13. Rikskrevisionen website <https://www.rikskrevisionen.se/download/18.78abb6c61764bda823b432a4/1608108407144/RiR%202020_28%20Anpassad.pdf>

⁽⁸¹⁾ 具体的には、各老齢年金基金の年金支払額と管理費用の合計額。

⁽⁸²⁾ “Förslag till slutlig reglering av statsbudgeten för budgetåret 1995/96, m.m. (kompletteringsproposition) (*Prop.* 1994/95:150),” 1995.4, Bilaga 1, p.55. Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/dokument/GI03150>> なお、国がその債務の累積額を縮小し、又は借入コストに影響を与える（金融緩和等につながる）経済政策を講じること等によって、国の債務の利払いの金額を、間接的にコントロールすることはもちろん可能である (*ibid.*)。

⁽⁸³⁾ “En översyn av överskottsmalet,” *op.cit.*(66), p.31.

⁽⁸⁴⁾ *Prop.* 1994/95:150, *op.cit.*(82), Bilaga 1, p.54; “Ekonomisk vårproposition med förslag till riktlinjer för den ekonomiska politiken, utgiftstak, ändrade anslag för budgetåret 1995/96, m.m. (*Prop.* 1995/96:150),” 1996.4, pp.56-57. Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/proposition/ekonomisk-varproposition-med-forslag-till_GJ03150/html/>

⁽⁸⁵⁾ 国の予算の「支出分野 25 コミュニオンへの一般交付金」の「コミュニオン」は、基礎的自治体と広域自治体の双方を含む用語であり、当該分野には、基礎的自治体に対する支出と広域自治体に対する支出の両方が含まれる。

⁽⁸⁶⁾ ただし、この場合でも、経済発展に伴う税収の自然増は容認される。

⁽⁸⁷⁾ *Prop.* 1995/96:150, *op.cit.*(84), pp.56-57.

⁽⁸⁸⁾ *ibid.*, p.57.

⁽⁸⁹⁾ “Riktlinjer för den ekonomiska politiken, utgiftstak, tilläggsbudget 1995/96, m.m. (*bet.* 1995/96:FiU10).” Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/betankande/riktlinjer-for-den-ekonomiska-politiken_gj01fiu10/html/>; *rskr.* 1995/96:304, 1996.6.11.

以後現在に至るまで、支出シーリングの適用範囲は原則として同一である⁽⁹⁰⁾。

また、支出シーリングの金額は名目額であり、実質額ではない⁽⁹¹⁾。このことは、例えば2024年に審議される2025年度予算案において、(執行中の会計年度である2024年度の3会計年度先の)2027年度の支出シーリングを、入手可能な情報(例えば、春季経済政策案で示された物価・金利・失業率等の経済動向等)に基づいて、その間の物価変動等を織り込んだ上で、2024年の時点で設定することを意味する。したがって、インフレーションに伴う支出シーリングの実質規模の目減りは、本来、設定の時点で織り込まれているべきものであり、通常の場合、(支出シーリングの修正を正当化するほどの)特段の不確実な事情ではないと解されている⁽⁹²⁾。

政府は、国の支出を支出シーリングの範囲内に保つ政策を追求することを約束しており、支出シーリングを超過するおそれがある場合、政府はそれを回避するための措置を講じるか、必要な措置を国会に提案しなければならない(予算法第2章第4条)⁽⁹³⁾。

その一方で、支出シーリングに関する国会の議決はあくまでもガイドラインの議決であり⁽⁹⁴⁾、支出シーリングは法的拘束力を持たない⁽⁹⁵⁾。また、国会が支出シーリングの修正を議決することを禁止・制限する形式的な制約も存在しない⁽⁹⁶⁾。したがって、総選挙で政権交代があった場合、新政権が支出シーリングの修正議案を国会に提出し、議決を受けて財政政策の方向性を変更することは可能である⁽⁹⁷⁾。

支出シーリングが提案・議決されてから実際に適用されるまでの約3年間の間に、税財政の制度変更等により、公的部門の支出を制限する支出シーリングの効果に影響を及ぼす事態が生じることがある。このような場合には、議決時点の支出シーリングが有する財政支出抑制効果〔財政規律の厳しさ〕の水準を維持するため、技術的調整(*tekniska justeringar*)⁽⁹⁸⁾により支出シー

⁽⁹⁰⁾ Riksrevisionen, *op.cit.*(80), p.15.

⁽⁹¹⁾ *Prop.* 1995/96:150, *op.cit.*(84), p.56.

⁽⁹²⁾ *ibid.*

⁽⁹³⁾ “Beslut om statens budget,” *op.cit.*(35)

⁽⁹⁴⁾ *ibid.*

⁽⁹⁵⁾ Torstensson, *op.cit.*(64)

⁽⁹⁶⁾ Ministry of Finance, *op.cit.*(63), p.19.

⁽⁹⁷⁾ *ibid.* 近年では、2006年、2014年、2022年の総選挙の結果を受けた政権交代後に、このような修正が実施された(2006年は支出シーリングの引下げ修正、2014年及び2022年は引上げ修正)。また、2018年の総選挙では与野党勢力が拮抗し、総選挙後に現職のロベーン(Stefan Löfven)首相の再任が国会で否決されたものの、後任首相が4か月間選出されない政治的混乱が続く(最終的には2019年1月にロベーン氏が首相に選出)、2019年度予算では、暫定政府(*övergångsregering*)であるロベーン内閣が提出した予算案には含まれていなかった支出シーリングの修正(引下げ修正)が、野党の留保を反映する形で盛り込まれた(“Årsredovisning för staten 2019 (*Skv.* 2019/20:101),” pp.20, 22. Regeringskansliet website <<https://www.regeringen.se/contentassets/75060629ab8a43cfa29f3fae1c17ea30/arsredovisning-for-staten-2019-skr.-201920101.pdf>>)。政権交代は結局生じなかったが、このケースも財政政策の方向性の変更ととらえることができる。

⁽⁹⁸⁾ 技術的調整の例として、スウェーデン・デンマーク間の通勤者に対する租税負担の平衡化制度(*utjämningsordningen*)がある。スウェーデンとデンマークはエーレスンド橋(*Öresundsförbindelsen*)で結ばれており、国境を越えて単一の都市圏(エーレスンド地域(*Öresundsregionen*))を構成しているため、国境を越える通勤者も多いが、両国間には租税条約があり、一方の国に居住する者が他方の国に通勤している場合には、勤務先の国に納税する義務が生じる。ただし、この通勤者は居住国においても税金で賄われる公共サービスを利用しているため、当該租税条約は、当該通勤者の勤務先の国が、居住国に対して、納税額の一部を補償することを規定している。2022年時点では、スウェーデンに居住してデンマークで勤務し納税する者の納税総額が、その反対の者の納税総額を上回っていたため、スウェーデンは補償のネットの受取国であった。当該受取金額は国の収入に組み込まれ、それに対応する金額だけ「支出分野25 コミュニティへの一般交付金」の「支出項目1:1 コミュニティ経済の平衡化」が増額される仕組みになっている。したがって、スウェーデンが受け取るネットの補償受取額の増減は、同国の財政負担に直接の影響を及ぼすものではないが、2023年にはネットの補償受取額の減少が見込まれたため、支出シーリング設定時の財政的な厳格さを維持する観点から、2023年度予算案では、この部分に関して、各年度の支出シーリングを1億5千万SEK(約22億2800万円)引き下げる技術的調整が提案された

リングの水準を変更することが、ほぼ毎年一般的に行われている⁽⁹⁹⁾。

(b) 予算マージン

「支出分野 26 国の債務の利払い等」を除く 26 個の支出分野の国の予算支出に、国の予算外の老齢年金制度の支出予算額を加えた金額、すなわち支出シーリングの下で実際に編成された予算額は、支出シーリングの金額よりも小さくなっている。両者の金額の差を、予算マージン (budgeteringsmarginal) という。支出シーリングを提案・議決する時点で、当該シーリングが実際に適用される約 3 年後に、国の支出がどのように変化するかを正確に予測することは困難であるが、予算マージンを設けることにより、予期し得なかった支出の増加に対しても、支出シーリングを超過したり修正したりすることなく対処する余地が生まれる⁽¹⁰⁰⁾。

予期し得ない事態に対処する安全マージンの必要性は、時間の経過と共に減少するため、政府のガイドラインでは、予算マージンは、3 会計年度後においては支出シーリングの金額の 3% 以上、2 会計年度後においては 2% 以上、翌会計年度においては 1.5% 以上、執行中の会計年度においては 1% 以上を、それぞれ確保すべきであるとされている。このため、時間の経過と共に、予算マージンから改革やその他の支出に振り向けることのできる金額が生じる。ただし同時に、支出シーリングは支出目標とみなしてはならず、そのため 3 会計年度後の予算マージンは、支出シーリングが財政支出の増加を誘導するほど大きく設定すべきではないとされている⁽¹⁰¹⁾。

(iv) 地方自治体の均衡予算原則

地方自治体に対しては、2000 年以降、均衡予算原則 (kommunala balanskrav; [英語] local government balanced budget requirement) が適用されている。すなわち、スウェーデンの全ての基礎的自治体 (コミューン (kommun)) 及び広域自治体 (レギオン (region)) は、各会計年度 (暦年) において、収入が費用を上回るように予算を作成しなければならない (地方自治法 (スウェーデン法令全書 2017 年第 725 号) 第 11 章第 5 条)⁽¹⁰²⁾。ただし、特別な理由がある場合 (例えば、ある会計年度に多額の費用を要するが、長期的には費用節減と健全な財政管理を促進する場合) 等には、一時的な赤字を計上することが認められる (同条)。「特別な理由がある場合」に該当するか否かの評価は、ケースバイケースで行われる⁽¹⁰³⁾。税収不足等により会計年度末に財政赤字を計上した場合、地方自治体は、(財政赤字が発生した会計年度の翌年度から数えて) 3 会計年度以内に、当該財政赤字を是正しなければならない (同法第 11 章第 12 条)。

均衡予算原則は最低限の要件であり、地方自治法は、地方自治体 (コミューン及びレギオン) が、その活動について「良好な経済運営 (god ekonomisk hushållning)」を行うよう定めている (同法第 11 章第 1 条)。このため、地方自治体は 2005 年以降、「良好な経済運営」のために重要な財政目標を採択することが要求されており、一般的には、税収と国の一般交付金からの収入の合計額の 2% に相当する財政黒字を計上することが、当該の財政目標として地方自治体により

("Budgetpropositionen för 2023 (Prop. 2022/23:1)," p.58. Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/fil/68ABCEC6-2C02-471D-B5D7-E7F23B0FF380>>).

⁽⁹⁹⁾ Ministry of Finance, *op.cit.*(63), pp.19-21; "En översyn av överskottsmålet," *op.cit.*(66), p.83.

⁽¹⁰⁰⁾ "Beslut om statens budget," *op.cit.*(35)

⁽¹⁰¹⁾ Ministry of Finance, *op.cit.*(63), p.22.

⁽¹⁰²⁾ Kommunallag (2017:725). Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svenskforfattningssamling/kommunallag-2017725_sfs-2017-725/> なお、適用開始時の均衡予算原則は、旧地方自治法 (スウェーデン法令全書 1991 年第 900 号) 第 8 章第 4 条に基づく。

⁽¹⁰³⁾ Ministry of Finance, *op.cit.*(63), p.22.

採択されている⁽¹⁰⁴⁾。地方自治体の財政管理が適切であるか否かは、黒字目標の達成を左右する。このため、政府は地方自治体の財政動向を綿密にフォローし、春季経済政策案及び予算案で報告している⁽¹⁰⁵⁾。

(3) その他の構成要素

(i) 厳格な国の予算過程

前述のように、現在のスウェーデンの予算過程は、厳格でかつ良く組織されたものとなっており、それが財政政策の枠組みに盛り込まれた諸目標を達成する上で、非常に重要な役割を果たしている⁽¹⁰⁶⁾。この予算過程は、1990年代半ばの予算制度改革により導入されたものである。

第二次世界大戦後に、先進国である OECD（経済協力開発機構）加盟国は、概して急速な経済成長を遂げたが、公的部門は全ての加盟国で更に急速に成長し、GDP に占める公的部門の割合は着実に増加した。スウェーデンにおける公的部門の割合は、1960年代初頭には他の OECD 諸国と同様であったが、その後、1990年代初頭までの約 30 年間、GDP に占める公的部門の割合は急速に増加した⁽¹⁰⁷⁾。他方、スウェーデン経済は 1951～1971 年の間に良好な発展を遂げたため、税率を大幅に引き上げることなく、公的な福祉制度を急速に拡大することが可能であり⁽¹⁰⁸⁾、普遍主義的福祉政策と連帯的賃金政策・積極的労働市場政策を主な内容とする、いわゆる「スウェーデン・モデル」が 1950～1960 年代に確立した⁽¹⁰⁹⁾。

しかし、1970年代から 1980年代にかけて、スウェーデン経済の生産性の伸びは急速に低下し、経済成長とそれに伴う税収の伸びが鈍かったにもかかわらず、GDP に占める公的部門の割合は、特に 1970 年代に急速に増加した⁽¹¹⁰⁾。このため一般政府総債務の対 GDP 残高は、1970 年代末以降顕著に増大した⁽¹¹¹⁾。1990 年代初頭に、経済の過熱、金融市場及び不動産市場のバブルとその崩壊を契機として、スウェーデン経済は、マイナス成長、高率のインフレーション、高失業率、経常赤字に陥り、財政危機・金融危機が発生した⁽¹¹²⁾。1993 年には、一般政府の財政赤字は、対 GDP 比 12.3% にまで増大した⁽¹¹³⁾。

この持続不可能な危機的経済状況を踏まえ、政府は 1992 年 12 月に、経済学者アッサー・リンドベック（Assar Lindbeck）を委員長とする調査委員会を任命し、中期的な観点から経済政策の立案に関する提案を行う任務を同委員会に付与した。同委員会は、1993 年 3 月に、「経済

(104) *ibid.*, p.23.

(105) *ibid.*

(106) *ibid.*, p.4.

(107) Per Molander and Jörgen Holmquist, “Reforming Sweden’s budgetary institutions-Background, design and experiences (Rapport till Finanspolitiska rådet 2013/1),” 2013, p.6. Finanspolitiska rådet website <<https://www.fpr.se/download/18.61ae2c6184eb33bcd61582/1670427847809/2013-1%20Molander%20och%20Holmquist%20-%20Reformning%20Sweden’s%20budgetary%20institutions.pdf>>

(108) “En utvecklad budgetprocess-ökad tydlighet och struktur,” *Statens offentliga utredningar*, SOU 2013:73, 2013.10, p.40. <<https://www.regeringen.se/contentassets/2a7433c05a094152ae3155eace209b17/en-utvecklad-budgetprocess--okad-tydlighet-och-struktur-sou-201373/>>

(109) 藤田菜々子「スウェーデン経済学史研究と日本の政策課題—「少子化対策」を中心に—」2024.4.11, p.10. 財務省ウェブサイトを <<https://www.mof.go.jp/pri/research/seminar/fy2024/lm20240411.pdf>>

(110) “En utvecklad budgetprocess-ökad tydlighet och struktur,” *op.cit.*(108), p.41.

(111) European Commission, “General Government Data-General Government Revenue, Expenditure, Balances and Gross Debt-Part II: Tables by Series (Autumn 2013),” p.167. <https://ec.europa.eu/economy_finance/db_indicators/gen_gov_data/documents/2013/autumn2013_series_en.pdf>. スウェーデンの一般政府総債務の対 GDP 残高は、1970 年に 26.8% であったが、1980 年に 38.5%、1990 年に 40.6% となった（この間、1984 年には一時 60.3% にまで上昇した。）。

(112) Molander and Holmquist, *op.cit.*(107), p.6.

(113) OECD, *Economic Outlook*, No.59, 1996.6, p.128. <https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/1996/06/oecd-economic-outlook-volume-1996-issue-1_g1g2e316/eco_outlook-v1996-1-en.pdf>

と政治の新たな条件 (Nya Villkor för ekonomi och politik)」と題する報告書⁽¹¹⁴⁾を財務大臣に提出し任務を完了した。同委員会は、当該報告書の中で、スウェーデンの予算過程が脆弱(ぜいじゃく)であったことが、危機的状況の重要な原因の1つであることを強調し、国際的な経験の示すところでは、予算過程の厳格な国は国家財政も健全であるとし、財政政策における制度的ルールを確立・強化するように、予算過程における政府と国会の役割を変更する提案を行った⁽¹¹⁵⁾。同委員会の報告書は、その後実施された様々な改革の重要な出発点となったが、予算過程についても同様であった⁽¹¹⁶⁾。予算の枠組みから決定するトップダウンの決定方式、黒字目標と支出シーリングによって与えられた財政的余地の範囲内で支出増の検討を行うこと等は、この報告書を1つの契機とする、予算制度改革によって実現したものである⁽¹¹⁷⁾。

(ii) 財政政策の監視

外部機関による効果的な監視は、財政政策の長期的な持続可能性にとって重要であるとされており、EU加盟国であるスウェーデンの財政政策は、国内及び国際レベルの外部機関による監視を受けている⁽¹¹⁸⁾。国内レベルでは、前述のスウェーデン会計検査院のほか、スウェーデン財政政策審議会 (Finanspolitiska rådet (FPR); [英語] Swedish Fiscal Policy Council)、スウェーデン国立経済調査研究所 (Konjunkturinstitutet (KI); [英語] National Institute of Economic Research)、スウェーデン国家財政管理庁 (ESV) 等の執行機関が、財政政策の監視を行っている。スウェーデン会計検査院は、国の活動を検査する任務を負っており、政府は、(国会を経由して) 同院から有効性検査報告書を受領した場合、受領後4か月以内に⁽¹¹⁹⁾、当該報告書に応じて政府が講じた(又は講じる予定の)措置を記載した文書を国会に提出しなければならない(議会法第9章第19条)。独立財政機関 (Independent fiscal institutions: IFIs)⁽¹²⁰⁾であるFPRは、政府が財政政策目標をどの程度良好に達成し、また、財政政策が長期的に持続可能であるか否かを分析する任務を負う。KIとESVは、独立の立場から、マクロ経済と公的部門の財政の展開を評価し、財政政策の方向性について勧告を行う。国際レベルでは、主にEUの各種機関、OECD、IMFが、スウェーデンの財政政策の監視を行っている⁽¹²¹⁾。

(iii) 透明性と明快性

財政政策の枠組みが、実際に財政政策を統制し、財政政策の監視を可能にするためには、財政政策の記述が透明かつ包括的に行われなければならない。このため、財政政策の記述方法を規律する規定や原則が、政体法、議会法、予算法等により定められている⁽¹²²⁾。その内容の一部は、前述の予算過程から看取することができる。

⁽¹¹⁴⁾ “Nya villkor för ekonomi och politik,” *Statens offentliga utredningar*, SOU 1993:16, 1993.3. Kungliga biblioteket website <<https://weburn.kb.se/sou/493/urn-nbn-se-kb-digark-4921547.pdf>>

⁽¹¹⁵⁾ *ibid.*, pp.44-45, 120, 161-165, 168.

⁽¹¹⁶⁾ “En utvecklad budgetprocess-ökad tydlighet och struktur,” SOU 2013:73, *op.cit.*⁽¹⁰⁸⁾, pp.40-41.

⁽¹¹⁷⁾ Ministry of Finance, *op.cit.*⁽⁶³⁾, pp.9-10.

⁽¹¹⁸⁾ “Om det finanspolitiska ramverket,” *op.cit.*⁽⁵⁴⁾

⁽¹¹⁹⁾ ただし「4か月以内」の提出期間の計算には、7月及び8月は含まれない(議会法第9章第19条第2項)。

⁽¹²⁰⁾ 一般に独立財政機関 (IFIs) とは、財政政策とその実績について批判的に評価し、場合によっては非党派的な助言を提供する権限を有する独立した公的機関をいう (Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD), *Government at a Glance 2023*, Paris: OECD Publishing, 2023, p.114. <<https://www.oecd-ilibrary.org/deliver/3d5c5d31-en.pdf?itemId=%2Fcontent%2Fpublication%2F3d5c5d31-en&mimeType=pdf>>)。なお、独立財政機関に関する解説としては、例えば藤本守「独立財政機関をめぐる論点整理」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1084, 2020.2.6. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11445246_po_1084.pdf?contentNo=1> がある。

⁽¹²¹⁾ “Om det finanspolitiska ramverket,” *op.cit.*⁽⁵⁴⁾

⁽¹²²⁾ *ibid.*; Ministry of Finance, *op.cit.*⁽⁶³⁾, pp.25-28.

II 近年の国家予算の動向

1 概要

2020年に発生したCOVID-19のパンデミック及び2022年に発生したロシアのウクライナ侵略に伴う危機に対処するため、我が国を含む主要先進国は、大規模な財政的対応を余儀なくされた。この点はスウェーデンも同様であり、特に同国の場合、2022年5月にNATO（北大西洋条約機構）に加盟を申請し、2024年3月に同機構の正式加盟国となった⁽¹²³⁾ことも、同国の国家予算に影響を及ぼしている。

この財政的対応の内容は、本予算及び補正予算の動向により把握することができる。本章では、2020年度以降のスウェーデンにおける国の予算の展開を各会計年度についてフォローすることにより、足元の危機に対する同国の財政的対応を明らかにすることを試みる。

前章で見たように、スウェーデンにおける予算の修正〔補正〕は、原則として最大2回であり、しかも政府による当該修正の提案は、1回は春季経済政策案の提出時、1回は次年度予算案の提出時（秋季）に併せて行うものと規定されている。ただし、特別な理由がある場合には、政府はこの原則的な修正（以下「原則補正」という。）とは別に、現会計年度の予算の修正の提案を国会に対して行うことができる（以下、この原則補正とは別に実施される予算の修正を「臨時補正」という。）。

これに加えて、国会の委員会は、その所管する分野の問題について提案を行うことができ（委員会発議（utskottsinitiativ））、特に財務委員会は、経済政策上の目的で、他の委員会が所管する問題についても提案を行うことができる（議会法第9章第16条）。この委員会発議に基づいて成立した予算の修正を、以下「委員会補正」という。

表3は、スウェーデンにおける現行の議会法及び予算法施行（2014年9月1日）後の政府提出議案による国家予算の補正予算の回数をカウントしたものである。原則補正については、各年度ともほぼ春秋の2回ずつ行われている一方で、臨時補正については、2015～2019年度

表3 スウェーデンにおける国家予算の補正の回数

（単位：回）

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
原則補正	2	2	2	2	2	2	2	1**	2	1*
臨時補正	1	1	1	2	2	12	8	10	4	4
委員会補正	0	0	0	0	0	2	1	7	1	1
合計	3	3	3	4	4	16	11	18	7	6

（注1）会計年度は暦年である。また、2024年は同年9月末までの実績値である。2024年度の秋季補正予算案は当該時点で国会に提出されているが成立していないため、原則補正は1件としている（表の*印）。

（注2）2022年度においては、春季補正予算案がウクライナ支援と併せて1件の臨時補正予算案として取り扱われたため（表の**印）、臨時補正1件としてカウントしている。

（注3）回数は、主に国の年次報告書（Årsredovisning för staten）各年度版の記述に基づき、国会（Riksdagen）及び政府事務局（Regeringskansliet）ウェブサイト掲載の議案情報等で補足してカウントした。

（出典）“Årsredovisning för staten.”〔各年版〕；“Budgetförslag per budgetår.” Regeringskansliet website <<https://www.regeringen.se/sveriges-regering/finansdepartementet/statens-budget/budgetpropositioner-per-budgetar/>>等を基に筆者作成。

(123) “Sveriges och Natos historia,” 2024.4.3. Regeringskansliet website <<https://www.regeringen.se/regeringens-politik/sverige-i-nato/sveriges-och-natos-historia/>>

の期間が1～2回にとどまっていたのに対し、2020年度以降は回数が急増していること、この回数急増に合わせて、他の期間には行われていない委員会補正も実施されていることが看取できる。

表4～表6は、スウェーデンの国家予算が2020年度以降どのように変化したのかを、国会における当初予算の議決（2025年度については政府予算案）の内容についてまとめたものである。表4及び表5が支出、表6が収入を示す。なお、スウェーデンでCOVID-19の症例が確認されたことが最初に報じられたのは2020年1月31日であるため⁽¹²⁴⁾、表4に示した2020年度の当初予算（2019年末に議決）は、COVID-19のパンデミック発生前の状況を反映したものである。

支出（表4及び表5）の各項目のうち、支出項目剰余金とは、ある支出項目において使用しなかった資金のことであり、翌年度に繰り越すことができる（予算法第3章第10条第1項）。支出項目剰余金の減少とは、前年度からの繰越金である支出項目剰余金を取り崩して支出する金額（各支出項目の総計）であり、プラスの場合が剰余金の取り崩し、マイナスの場合が剰余金の積み増しである。2020年度から2025年度の支出項目剰余金の減少の項目はいずれもマイナスであり、各会計年度に27の支出分野に割り当てられた合計金額から、剰余金を積み増している（すなわち、当該年度の正味の支出額はその分だけ減少している）ことが看取できる。なお、支出シーリングは、ある会計年度に実際に使用される資金の上限額を設定するものであるため、（支出分野26を除く）支出項目剰余金の減少のプラス分（剰余金を取り崩して行う支出）も、支出シーリングの制約対象となる⁽¹²⁵⁾。

予算法第3章第3条は、政府予算案には、全ての収入及び支出のほか、国の借入必要額に影響を与えるその他の支払を含めなければならない旨を規定している。この規定を踏まえ、国の予算収支について支出側（表4及び表5）と収入側（表6）の合計額を一致させ、借入必要額を明らかにするため、国債庁の純貸付額の増減と現金調整項目の2つの項目が、予算収支の支出側に置かれている。

国債庁の純貸付額の増減とは、国が執行機関であるスウェーデン国債庁（Riksgäldskontoret; [英語] Swedish National Debt Office）を通じて行う、執行機関や特定の国有企業等への貸付額の変動のことであり、プラスの場合が純貸付額の増大（すなわち、当該会計年度において貸付額が返済額を上回る状態）、マイナスの場合が純貸付額の減少（すなわち、当該会計年度において返済額が貸付額を上回る状態）を意味する。2022年度及び2023年度に、国債庁の純貸付額の増減の項目が大幅なマイナスを計上しているのは、2009年と2013年に世界金融危機とユーロ危機に際して外貨準備を強化するためにリクスバンク（Riksbanken. スウェーデンの中央銀行）に対して行った融資が返済されること等によるものである。また、現金調整項目とは、その他の調整項目であり、具体的には、支出と実際の支払との間に会計年度をまたぐタイムラグがある場合の調整等から構成されている⁽¹²⁶⁾。

他方、収入（表6）の各項目のうち国の事業収入には、政府が保有する株式の配当、国有企業やリクスバンクの剰余金、利子収入、手数料収入等が含まれる。融資の返済収入には、1988

(124) “Första bekräftade fallet av coronavirus i Sverige,” 2020.1.31. Krisinformation.se website <<https://www.krisinformation.se/nyheter/2020/januari/forsta-bekraftade-fallet-av-coronavirus-i-sverige>>

(125) “Årsredovisning för staten 2020 (Skr. 2020/21:101),” p.20. Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/fil/6BBCE39C-53C7-4E08-83EF-D84CEC9CB475>>

(126) “Budgetpropositionen för 2022 (Prop. 2021/22:1),” pp.128, 130-131. Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/fil/2B863289-0578-460F-9C45-AA7E7DF2F580>>

表4 スウェーデンの当初予算の動向（支出）

（単位：1000 スウェーデン・クローナ [SEK]）

支出分野 / 会計年度		2020 年度	2021 年度	2022 年度
1	国の運営	15,131,274	15,907,564	17,238,338
2	社会の経済及び財政の管理	17,390,191	17,501,844	17,971,183
3	租税、関税及び強制執行	12,056,989	12,413,921	12,829,734
4	司法	51,731,092	56,430,577	62,918,986
5	国際協力	2,028,315	1,999,265	2,235,117
6	国防及び社会の有事対応	64,799,753	71,153,370	76,570,799
7	国際援助	45,989,153	46,828,602	51,939,762
8	移民	11,446,213	9,268,385	8,541,364
9	保健、医療及び社会福祉	84,167,142	101,941,904	113,308,613
10	疾病及び障害に際しての経済的保障	95,705,843	98,410,400	97,428,457
11	老齢に際しての経済的保障	36,542,396	37,715,888	42,161,128
12	家族及び子どもに対する経済的保障	101,430,320	103,578,007	99,846,770
13	統合及び平等	10,065,663	7,790,741	6,151,744
14	労働市場及び職業生活	77,164,287	105,724,319	93,220,726
15	学業支援	25,508,400	28,313,111	27,801,485
16	教育及び大学の研究	83,315,865	92,077,789	95,384,445
17	文化、メディア、宗教団体及び余暇	16,061,280	17,790,875	18,499,593
18	CP*、住宅供給及び建築並びに消費者政策	3,726,522	5,578,679	5,769,334
19	地域開発	3,672,525	4,173,425	4,741,801
20	気候、環境及び自然	12,571,183	16,202,213	20,951,580
21	エネルギー	3,468,932	4,514,129	3,254,924
22	交通及び通信	61,295,946	73,916,227	76,964,552
23	農業、農村及び食料	19,790,236	22,581,344	21,644,754
24	商工業	7,263,863	15,355,253	9,254,901
25	コミュンへの一般交付金	128,417,572	153,452,049	156,498,194
26	国の債務の利払い等	29,655,200	165,200	12,155,200
27	欧州連合への拠出金	41,989,649	45,037,439	47,836,848
	27 支出分野の合計金額	1,062,385,804	1,165,822,520	1,203,120,332
	支出項目剰余金の減少	▲ 7,266,690	▲ 7,766,074	▲ 6,681,205
支出計	（当該会計年度の正味の）支出額	1,055,119,114	1,158,056,446	1,196,439,127
	国債庁の純貸付額の増減	13,797,736	14,881,025	▲ 60,090,130
	現金調整項目	278,004	278,004	370,837
合計		1,069,194,854	1,173,215,475	1,136,719,834

（注）支出分野名は 2024 年 9 月末現在の議会法（スウェーデン法令全書 2014 年第 801 号）補足規定 9.5.3 による。

▲はマイナスを意味する。CP*：コミュニティプランニングの略。

（出典）“Statens budget för 2020 (bet. 2019/20:FiU10),” p.4. Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/fil/482AC004-1946-4D50-8093-F917F51894CF>>; “Statens budget för 2021 (bet. 2020/21:FiU10),” p.4. *ibid.* <<https://data.riksdagen.se/fil/1F8B54BF-611A-4726-9B34-7669EC83AB9D>>; “Statens budget för 2022 (bet. 2021/22:FiU10),” p.4. *ibid.* <<https://data.riksdagen.se/fil/DEA5972D-70DB-47A1-86CB-B3953C3857D7>> を基に筆者作成。

表5 スウェーデンの当初予算の動向（支出：続き）

（単位：1000 スウェーデン・クローナ [SEK]）

支出分野 / 会計年度		2023 年度	2024 年度	2025 年度政府案
1	国の運営	18,270,004	19,070,363	20,130,981
2	社会の経済及び財政の管理	19,021,399	20,881,058	21,734,078
3	租税、関税及び強制執行	12,923,291	16,854,357	14,812,398
4	司法	68,305,854	76,028,013	86,791,679
5	国際協力	2,094,669	2,273,924	2,278,371
6	国防及び社会の有事対応	93,952,930	126,059,689	169,680,344
7	国際援助	47,206,227	48,630,129	44,499,844
8	移民	16,019,745	13,808,274	11,937,532
9	保健、医療及び社会福祉	110,429,732	110,258,264	120,254,872
10	疾病及び障害に際しての経済的保障	106,427,304	116,907,208	123,058,927
11	老齢に際しての経済的保障	55,394,136	60,310,483	62,890,360
12	家族及び子どもに対する経済的保障	105,159,584	106,070,732	104,531,449
13	統合及び平等	5,565,206	4,018,388	6,265,767
14	労働市場及び職業生活	90,103,686	92,059,399	93,539,399
15	学業支援	27,912,395	30,545,170	33,793,466
16	教育及び大学の研究	94,991,971	99,461,047	103,845,141
17	文化、メディア、宗教団体及び余暇	16,667,948	16,646,285	16,861,894
18	CP*、住宅供給及び建築並びに消費者政策	6,099,158	6,081,906	3,240,094
19	地域開発	4,534,201	3,922,201	4,294,201
20	気候、環境及び自然	19,542,691	19,307,359	16,438,897
21	エネルギー	4,944,849	5,604,320	6,631,297
22	交通及び通信	78,952,417	82,874,980	94,447,432
23	農業、農村及び食料	19,373,352	23,973,181	21,697,804
24	商工業	11,407,773	9,552,305	8,315,298
25	コミュニティへの一般交付金	157,545,359	174,280,270	173,107,254
26	国の債務の利払い等	13,155,200	20,455,200	28,755,200
27	欧州連合への拠出金	45,869,852	40,759,809	47,761,911
	27 支出分野の合計金額	1,251,870,933	1,346,694,314	1,441,595,890
	支出項目剰余金の減少	▲ 4,392,792	▲ 10,891,050	▲ 10,567,382
支出計	（当該会計年度の正味の）支出額	1,247,478,141	1,335,803,264	1,431,028,508
	国債庁の純貸付額の増減	▲ 52,379,301	▲ 5,044,681	▲ 2,984,969
	現金調整項目	370,837	370,837	370,837
合計		1,195,469,677	1,331,129,420	1,428,414,376

（注）支出分野名は2024年9月末現在の議会法（スウェーデン法令全書2014年第801号）補足規定9.5.3による。

▲はマイナスを意味する。CP*：コミュニティプランニングの略。

（出典）“Statens budget för 2023 (bet. 2022/23:FiU10),” p.4. Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/fil/3A630B72-6C9F-44EA-9C60-09B1E8D9DA80>>; “Statens budget för 2024 (bet. 2023/24:FiU10),” p.4. *ibid.* <<https://data.riksdagen.se/fil/2B692163-C69A-4C64-A59D-EC18F302DF11>>; “Budgetpropositionen för 2025 (Prop. 2024/25:1),” p.8. *ibid.* <<https://data.riksdagen.se/fil/6273D06F-DEA3-4229-B804-CC0F52EF1378>> を基に筆者作成。

表6 スウェーデンの当初予算の動向（収入）

（単位：1000 スウェーデン・クローナ [SEK]）

収入分野 / 会計年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
国の租税収入	1,157,798,068	1,132,325,274	1,220,315,824
国の事業収入	41,163,268	39,455,656	44,456,316
国有財産の売却収入	5,000,000	5,000,000	5,000,000
融資の返済収入	656,524	670,329	528,834
計算上の収入	16,009,000	17,262,000	18,038,000
欧州連合からの交付金	13,715,886	30,316,430	27,786,900
税制関連の還付金等	▲ 118,234,940	▲ 119,035,605	▲ 126,612,640
収入額	1,116,107,806	1,105,994,084	1,189,513,234
借入必要額	▲ 46,912,952	67,221,391	▲ 52,793,400
合計	1,069,194,854	1,173,215,475	1,136,719,834

収入分野 / 会計年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度政府案
国の租税収入	1,312,673,630	1,344,972,905	1,402,145,744
国の事業収入	42,613,203	47,889,978	47,836,597
国有財産の売却収入	5,000,000	5,000,000	5,000,000
融資の返済収入	527,980	614,717	562,930
計算上の収入	19,134,000	22,164,000	23,921,000
欧州連合からの交付金	32,477,456	48,674,728	48,770,245
税制関連の還付金等	▲ 132,953,056	▲ 145,052,823	▲ 154,374,067
収入額	1,279,473,213	1,324,263,505	1,373,862,451
借入必要額	▲ 84,003,536	6,865,915	54,551,926
合計	1,195,469,677	1,331,129,420	1,428,414,376

（注）▲はマイナスを意味する。

（出典）“Statens budget för 2020 (*bet.* 2019/20:FiU10),” p.5. Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/fil/482AC004-1946-4D50-8093-F917F51894CF>>; “Statens budget för 2021 (*bet.* 2020/21:FiU10),” p.5. *ibid.* <<https://data.riksdagen.se/fil/1F8B54BF-611A-4726-9B34-7669EC83AB9D>>; “Statens budget för 2022 (*bet.* 2021/22:FiU10),” p.5. *ibid.* <<https://data.riksdagen.se/fil/DEA5972D-70DB-47A1-86CB-B3953C3857D7>>; “Statens budget för 2023 (*bet.* 2022/23:FiU10),” p.5. *ibid.* <<https://data.riksdagen.se/fil/3A630B72-6C9F-44EA-9C60-09B1E8D9DA80>>; “Statens budget för 2024 (*bet.* 2023/24:FiU10),” p.5. *ibid.* <<https://data.riksdagen.se/fil/2B692163-C69A-4C64-A59D-EC18F302DF11>>; “Budgetpropositionen för 2025 (*Prop.* 2024/25:1),” p.9. *ibid.* <<https://data.riksdagen.se/fil/6273D06F-DEA3-4229-B804-CC0F52EF1378>> を基に筆者作成。

年以前に融資された修学資金（教育ローン）⁽¹²⁷⁾やその他の融資の返済額等が含まれる。計算上

(127) 修学資金制度は1989年に改革され、融資部分の資金調達为国の予算から除外され、これに代えて、執行機関であるスウェーデン中央修学支援委員会（Centrala studiestödsnämnden (CSN); [英語] Swedish Board of Student Finance）が、スウェーデン国債庁から資金を借り入れて資金調達を行い、それを原資として修学融資を行う方式に改められた（“Om studiemedel (*Prop.* 1987/88:116),” pp.2, 55-56. Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/fil/17B25773-95DA-4074-8562-FBB995B947C9>>; “Socialförsäkringsutskottets betänkande 1987/88:26 om studiemedel (*prop.* 1987/88:116 och *prop.* 1987/88:100, bil.10).” *ibid.* <<https://data.riksdagen.se/fil/86BE3656-BE10-4DA6-B257-D5B28FA72DD8>>; *rskr.* 1987/88:328, 1988.5.27.). このため、1988年以前の修学融資の返済が国の収入として計上されるのに対して、1989年以降の返済は、当該融資がスウェーデン国債庁を経由して行われたものであるため、国の収入には直接計上されない。同様に、本文で述べた外貨準備強化のためのリクスバンクへの融資の返済も、当該融資がスウェーデン国債庁を経由して行われたものであるため、国の収入には直接計上されない。

の収入とは、主に公的年金の年金保険料であるが、特定の減価償却、アモチゼーション（分割償還）もこの項目に計上される。税制関連の還付金等は、追加税と還付金から構成されており、前者の追加税には、EUに帰属する税金⁽¹²⁸⁾と特定の機能障害者に対する支援及びサービスに関する法律（LSS法：スウェーデン法令全書1993年第387号）⁽¹²⁹⁾に基づく地方自治体の平準化納付金⁽¹³⁰⁾が含まれる。還付金とは、主に、（輸出品等の本来付加価値税が課されない物に対して）支払われた付加価値税に対する国や地方自治体の還付金や補償等であり、マイナスの金額で計上される。この還付金のマイナスの規模が大きいと、表6に見るように、税制関連の還付金等の項目もマイナスとなっている⁽¹³¹⁾。国の租税収入は、税収総額からEUに帰属する税金を差し引き、更に地方自治体の税金と老齢年金の年金保険料を差し引くことによって求められる⁽¹³²⁾。スウェーデンでは、税金や社会保険料の振込専用口座である税金口座（skattekonto）が、スウェーデン税務庁（Skatteverket; [英語] Swedish Tax Agency）によって、法人・個人とも1口座ずつ割り当てられているため⁽¹³³⁾、上述の方法で国の租税収入を算出することができる。

2 各年度の予算の動向

2020年度以降の各年度の国家予算の動向は、次のとおりである。

(1) 2020年度

2020年度当初予算における支出合計額⁽¹³⁴⁾は約1兆691億9500万SEK、27支出分野の合計金額は約1兆623億8600万SEKであった（表4参照）。また、当該予算における収入額は約1兆1161億800万SEKであり、支出合計額から収入額を差し引いた借入必要額は約469億1300万SEKのマイナス（すなわち財政黒字）となる見通しであった（表6参照）⁽¹³⁵⁾。

COVID-19の発生とパンデミックを受け、同会計年度においては、原則補正2回、臨時補正12回、委員会補正2回の計16回の予算の補正が行われた。16回のうち15回は、COVID-19のパンデミックに関連した悪影響を軽減するための措置を含むものであった⁽¹³⁶⁾。補正後の予算額では、27支出分野の合計金額は約3044億3700万SEK増加した。特に顕著に増額された

⁽¹²⁸⁾ EUに帰属する税金の例としては、関税収入がある。EUは域外共通関税制度を採用しており、共通関税の収入は、加盟国の関税当局が徴収した後、EU固有の財源としてEUに支払われる。なお、加盟国には徴収額の25%の保有が認められる（*Prop.* 2021/22:1, *op.cit.*⁽¹²⁸⁾, Utgiftsområde 27, p.13.）。

⁽¹²⁹⁾ Lag (1993:387) om stöd och service till vissa funktionshindrade. Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-1993387-om-stod-och-service-till-vissa_sfs-1993-387/>

⁽¹³⁰⁾ LSS法に関連する費用の低い地方自治体が、費用の高い自治体を部分的に補償する費用平準化の仕組みがあり（「特定の機能障害者に対する支援及びサービスの費用の平準化に関する法律（スウェーデン法令全書2008年第342号）（Lag (2008:342) om utjämning av kostnader för stöd och service till vissa funktionshindrade. Riksdagen website <https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-2008342-om-utjamning-av-kostnader-for-stod_sfs-2008-342/>）」第3条）、国は、費用の低い自治体が支払う平準化納付金を「税制関連の還付金等」の中の収入項目で受け入れ、当該金額を「支出分野25 コミュニティへの一般交付金」の中の支出項目で支出する（*Prop.* 2021/22:1, *op.cit.*⁽¹³⁰⁾, pp.80-81; Bilaga 1, p.21; Utgiftsområde 25, pp.32-33.）。

⁽¹³¹⁾ *Prop.* 2021/22:1, *ibid.*, pp.80-81.

⁽¹³²⁾ *ibid.*, p.127.

⁽¹³³⁾ 高山憲之「諸外国における社会保障番号制度と税・社会保険料の徴収管理」『海外社会保障研究』172号、2010.9, p.6. 国立社会保障・人口問題研究所ウェブサイト <<https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/kai172.pdf>>; “Tax account—Pay tax.” Skatteverket website <<https://skatteverket.se/servicelankar/otherlanguages/inenglishengelska/individualsandemployees/taxaccountpaytax.4.7be5268414bea064694c694.html>>

⁽¹³⁴⁾ （当該会計年度の正味の）支出額に、国債発行の純貸付額の増減と現金調整項目を加えた金額。本文の表4及び表5では、一番下の行に記載されている金額である。

⁽¹³⁵⁾ *Skr.* 2020/21:101, *op.cit.*⁽¹³⁵⁾, p.26.

⁽¹³⁶⁾ *ibid.*, p.32.

支出分野は「9 保健、医療及び社会福祉」、「10 疾病及び障害に際しての経済的保障」、「14 労働市場及び職業生活」、「24 商工業」、「25 コミュニティへの一般交付金」等であった⁽¹³⁷⁾。

最終的な 2020 年度の決算額は、27 支出分野の合計金額で約 1 兆 1910 億 5900 万 SEK となり、当初予算と比較して約 1286 億 7300 万 SEK の増加となった⁽¹³⁸⁾。この結果、他の項目と合わせた支出合計額の決算額は約 1 兆 2191 億 1500 万 SEK となった。他方、収入額の決算額は約 9985 億 2100 万 SEK であり、当初予算額に比べて約 1175 億 8700 万 SEK の減少となった。このため、支出合計額から収入額を差し引いた借入必要額は、決算額では約 2205 億 9400 万 SEK のプラス（すなわち財政赤字）となった⁽¹³⁹⁾。

なお、国会は、2020 年度春季補正予算において、2020 年度の支出シーリングを 3500 億 SEK 引き上げることを決定した。これは COVID-19 のパンデミックに関連する問題への対処という、技術的調整とは別の財政政策上の理由により行われたものである。最終的な 2020 年度の支出シーリングは、1 兆 7430 億 SEK となった⁽¹⁴⁰⁾。

(2) 2021 年度

2021 年度当初予算における支出合計額は約 1 兆 1732 億 1500 万 SEK、27 支出分野の合計金額は約 1 兆 1658 億 2300 万 SEK であった（表 4 参照）。また、当該予算における収入額は約 1 兆 1059 億 9400 万 SEK であり、支出合計額から収入額を差し引いた借入必要額は約 672 億 2100 万 SEK のプラス（すなわち財政赤字）となる見通しであった（表 6 参照）⁽¹⁴¹⁾。

同会計年度においては、原則補正 2 回、臨時補正 8 回、委員会補正 1 回の計 11 回の予算の補正が行われたが、大部分は、COVID-19 のパンデミックに関連した悪影響を軽減するための措置を含むものであった⁽¹⁴²⁾。補正後の予算額では、27 支出分野の合計金額は約 1623 億 8200 万 SEK 増加した。特に顕著に増額された支出分野は「9 保健、医療及び社会福祉」、「10 疾病及び障害に際しての経済的保障」、「17 文化、メディア、宗教団体及び余暇」、「22 交通及び通信」、「23 農業、農村及び食料」、「24 商工業」、「27 欧州連合への拠出金」等であった⁽¹⁴³⁾。

最終的な 2021 年度の決算額は、27 支出分野の合計金額で約 1 兆 2147 億 4800 万 SEK となり、当初予算と比較して約 489 億 2500 万 SEK の増加となった⁽¹⁴⁴⁾。この結果、他項目を含む支出合計額の決算額は、国債庁の純貸付額のマイナス（換言すれば、執行機関や特定の国有企業等からの資金回収）等を反映し、27 支出分野の合計金額の決算額よりも小さい約 1 兆 1134 億 3600 万 SEK となった。他方、収入額の決算額は約 1 兆 1912 億 8600 万 SEK であり、当初予算額に比べて約 852 億 9200 万 SEK の増加となった。このため、支出合計額から収入額を差し引いた借入必要額は、当初予算では前述のようにプラス（すなわち財政赤字）の見通しであったが、決算額では約 778 億 5000 万 SEK のマイナス（すなわち財政黒字）となった⁽¹⁴⁵⁾。

なお、国会は、2021 年度当初予算において、2021 年度の支出シーリングを 2500 億 SEK 引

⁽¹³⁷⁾ *ibid.*, p.27.

⁽¹³⁸⁾ *ibid.*, p.26.

⁽¹³⁹⁾ *ibid.*

⁽¹⁴⁰⁾ *ibid.*, pp.19-22, 36-37.

⁽¹⁴¹⁾ “Årsredovisning för staten 2021 (*Skr.* 2021/22:101),” p.24. Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/fil/535FC333-4C55-437C-81DC-A1C5BFC4E185>>

⁽¹⁴²⁾ *ibid.*, p.30.

⁽¹⁴³⁾ *ibid.*, pp.24-25.

⁽¹⁴⁴⁾ *ibid.*, p.24.

⁽¹⁴⁵⁾ *ibid.*

き上げることを決定した。この引上げも、COVID-19のパンデミックに関連する問題への対処という、技術的調整とは別の財政政策上の理由により行われたものである。最終的な2021年度の支出シーリングは、1兆6950億SEKとなった⁽¹⁴⁶⁾。

(3) 2022年度

2022年度当初予算における支出合計額は約1兆1367億2000万SEK、27支出分野の合計金額は約1兆2031億2000万SEKであった。同年度においては当初予算の時点で国債庁の純貸付額がマイナスに転じたため、支出合計額が27支出分野の合計金額よりも小さくなっている(表4参照)。これ以降2025年度政府予算案に至るまで、当初予算案における国債庁の純貸付額はマイナスが継続している。また、当該予算における収入額は約1兆1895億1300万SEKであり、支出合計額から収入額を差し引いた借入必要額は約527億9300万SEKのマイナス(すなわち財政黒字)となる見通しであった(表6参照)⁽¹⁴⁷⁾。

同会計年度においては、原則補正1回、臨時補正10回、委員会補正7回の計18回の予算の補正が行われた。その大部分は、2022年2月に開始されたロシアのウクライナ侵略に関連して、ウクライナを支援する様々な取組への支出を含むものであるが、年度前半の補正は、COVID-19のパンデミックに関連した悪影響を軽減するための措置も引き続き含むものであった⁽¹⁴⁸⁾。補正後の予算額では、27支出分野の合計金額は約872億1400万SEK増加した。

特に防衛費を含む支出分野である「6国防及び社会の有事対応」は、当初予算額約765億7100万SEK + 補正による増額分約44億8100万SEKの合計810億5200万SEKに対して、決算額は約835億4100万SEKとなり、決算額が補正後の予算額を約24億8900万SEK上回った。これは主に、スウェーデン国防装備庁(Försvarets materielverk (FMV); [英語] Swedish Defence Materiel Administration)が、安全保障をめぐる状況の悪化、国際情勢の展開、スウェーデンのNATO加盟申請、兵器・弾薬・装備品を含むいくつかの支援パッケージでスウェーデンがウクライナを支援していること等を踏まえ、スウェーデンの防衛力を迅速に強化し、必要なペースで物資を供給するために、既存の任務の範囲内で調達等の業務を前倒ししたことによるものであるとされている⁽¹⁴⁹⁾。防衛費以外で特に顕著に増額された支出分野は「8移民」、「10疾病及び障害に際しての経済的保障」、「18コミュニティプランニング、住宅供給及び建築並びに消費者政策」、「21エネルギー」、「24商工業」等であった⁽¹⁵⁰⁾。

最終的な2022年度の決算額は、27支出分野の合計金額で約1兆2379億6000万SEKとなり、当初予算と比較して約348億4000万SEKの増加となった⁽¹⁵¹⁾。他の項目を含む支出合計額の決算額は、国債庁の純貸付額のマイナス等を反映し、約1兆1225億300万SEKとなった。他方、収入額の決算額は約1兆2861億3300万SEKであり、当初予算額に比べて約966億2000万SEKの増加となった。このため、支出合計額から収入額を差し引いた借入必要額は、決算額では約1636億3000万SEKのマイナス(すなわち財政黒字)となった⁽¹⁵²⁾。

⁽¹⁴⁶⁾ *ibid.*, pp.17-20.

⁽¹⁴⁷⁾ “Årsredovisning för staten 2022 (Skr. 2022/23:101),” pp.23-24. Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/fil/762CC182-26E8-4E63-B2C7-BD55F1BA3070>>

⁽¹⁴⁸⁾ *ibid.*, p.26.

⁽¹⁴⁹⁾ *ibid.*, pp.24-25, 58. なお、予算法第3章第8条第2項では、政府が、国会の授権を得て、ある支出項目に割り当てられた予算を超過することを決定することができる旨規定している。

⁽¹⁵⁰⁾ *ibid.*, pp.24-25.

⁽¹⁵¹⁾ *ibid.*, pp.23-24.

⁽¹⁵²⁾ *ibid.*

なお、国会は、2021年度当初予算において、併せて2022年度の支出シーリングも1300億SEK引き上げた。この引上げも、COVID-19のパンデミックに関連する問題への対処という、技術的調整とは別の財政政策上の理由により行われたものである。最終的な2022年度の支出シーリングは、1兆6340億SEKとなった⁽¹⁵³⁾。

(4) 2023年度

2023年度当初予算における支出合計額は約1兆1954億7000万SEK、27支出分野の合計金額は約1兆2518億7100万SEKであった（表5参照）。また、当該予算における収入額は約1兆2794億7300万SEKであり、支出合計額から収入額を差し引いた借入必要額は約840億400万SEKのマイナス（すなわち財政黒字）となる見通しであった（表6参照）⁽¹⁵⁴⁾。

同会計年度においては、原則補正2回、臨時補正4回、委員会補正1回の計7回の予算の補正が行われた。当該補正は、ロシアの侵略に対してウクライナを支援する様々な取組への拠出等を含むものであり、補正後の予算額では、27支出分野の合計金額は約319億7000万SEK増加した。27の支出分野の中でも、「6国防及び社会の有事対応」は、既に当初予算額で939億5300万SEK（2022年度当初予算額の22.7%増、同年度決算額の12.5%増）が計上されていたが、補正により約36億8400万SEK増額された。また、「26国の債務の利払い等」は、利払い負担の増加と為替差損を反映し、当初予算額の約131億5500万SEKが、補正により約219億8800万SEK増額された⁽¹⁵⁵⁾。

最終的な2023年度の決算額は、27支出分野の合計金額で約1兆2457億300万SEKとなり、当初予算と比較して約61億6800万SEKの減少となった⁽¹⁵⁶⁾。他項目を含む支出合計額の決算額は、国債庁の純貸付額のマイナス等を反映し、約1兆2238億4800万SEKとなった。他方、収入額の決算額は約1兆2429億1100万SEKであり、当初予算額に比べて約365億6200万SEKの減少となった。このため、支出合計額から収入額を差し引いた借入必要額は、決算額では約190億6400万SEKのマイナス（すなわち財政黒字）となった⁽¹⁵⁷⁾。

なお、国会は、2023年度当初予算において、2023年度の支出シーリングを1240億SEK引き上げた。この引上げは、技術的調整とは別の財政政策上の理由により行われたものであるが、2022年の総選挙の結果を受けた政権交代による財政政策の方向性の変更に伴うものであり、過去3か年度の引上げとは理由を異にする。最終的な2023年度の支出シーリングは、1兆6650億SEKとなった⁽¹⁵⁸⁾。

(5) 2024年度

2024年度当初予算における支出合計額は約1兆3311億2900万SEK、27支出分野の合計金額は約1兆3466億9400万SEKである（表5参照）。また、当該予算における収入額は約1兆3242億6400万SEKであり、支出合計額から収入額を差し引いた借入必要額は、約68億6600万SEKのプラス（すなわち財政赤字）となる見通しである（表6参照）。「6国防及び社会の有事対応」の支出分野には、当初予算で約1260億6000万SEK（2023年度当初予算額の34.2%増、同年度決算額の31.3%増）が計上されている。

⁽¹⁵³⁾ *ibid.*, pp.17-19.

⁽¹⁵⁴⁾ *Skr.* 2023/24:101, *op.cit.*(51), pp.23-24.

⁽¹⁵⁵⁾ *ibid.*, pp.23-26, 93, 162.

⁽¹⁵⁶⁾ *ibid.*, p.23.

⁽¹⁵⁷⁾ *ibid.*

⁽¹⁵⁸⁾ *ibid.*, pp.17-19.

2024年9月末現在、同会計年度においては、原則補正1回、臨時補正4回、委員会補正1回の計6回の補正が行われ、また、秋季補正予算案が国会に提出されている。4回の臨時補正のうち3回は、ウクライナへの物資及び経済支援に関するものである。

なお、国会は、2023年度当初予算において、併せて2024年度の支出シーリングも1480億SEK引き上げた。この引上げも、2022年の総選挙の結果を受けた政権交代による財政政策の方向性の変更に伴う、技術的調整とは別の財政政策上の理由により行われたものである⁽¹⁵⁹⁾。当初予算における2024年度の支出シーリングは、約1兆7470億SEKとなっている⁽¹⁶⁰⁾。

(6) 2025年度

2024年9月19日に政府が国会に提出した2025年度政府予算案⁽¹⁶¹⁾によれば、2025年度当初予算における支出合計額は約1兆4284億1400万SEK、27支出分野の合計金額は約1兆4415億9600万SEKである（表5参照）。また、当該予算における収入額は約1兆3738億6200万SEKであり、支出合計額から収入額を差し引いた借入必要額は、約545億5200万SEKのプラス（すなわち財政赤字）となる見通しである（表6参照）。「6国防及び社会の有事対応」の支出分野には、当初予算で約1696億8000万SEK（2024年度当初予算額の34.6%増）が計上されている⁽¹⁶²⁾。また、当該政府予算案では、2024年5月22日に発表したウクライナへの軍事支援枠組の導入のため（すなわち、技術的調整とは別の財政政策上の理由により）、2025年度の支出シーリングを250億SEK引き上げることも提案している⁽¹⁶³⁾。なお、当該支援枠組の期間である2024～2026年度には、黒字目標から逸脱する可能性があることも想定されている⁽¹⁶⁴⁾。

おわりに

スウェーデンでは、財政政策目標（①黒字目標、②債務アンカー、③支出シーリング、④地方自治体の均衡予算原則）、厳格な国の予算過程、財政政策の監視、透明性と明快性などで構成される財政政策の枠組みを通じて財政規律を維持し、財政政策の持続可能性と透明性を長期的に確保しつつ、比較的高い経済成長を実現してきた。もとより、スウェーデンと我が国では社会・経済状況が異なるため、単純な比較は困難であるが、同国の事例は、我が国にとっても資する点が大きいと考えられる。

ただし、近年のCOVID-19のパンデミック及びロシアのウクライナ侵略への対応は、このようなスウェーデンの財政政策の在り方に大きな影響を及ぼしており、本来固定的であるべき支出シーリングが財政政策上の動機により引き上げられる等、財政政策の枠組みに含まれている目標や原則から逸脱する事態が発生している。財政規律を維持しつつ、財政政策に求められる目標をいかに達成していくかが、現在、スウェーデンの国会と政府には問われている。

（ひぐち おさむ）

⁽¹⁵⁹⁾ Prop. 2022/23:1, *op.cit.*(98), pp.55-59.

⁽¹⁶⁰⁾ Prop. 2023/24:1, *op.cit.*(29), pp.85-87.

⁽¹⁶¹⁾ “Budgetpropositionen för 2025 (Prop. 2024/25:1).” Riksdagen website <<https://data.riksdagen.se/fil/6273D06F-DEA3-4229-B804-CC0F52EF1378>>

⁽¹⁶²⁾ *ibid.*, pp.8-9.

⁽¹⁶³⁾ *ibid.*, pp.65-68.

⁽¹⁶⁴⁾ *ibid.*, pp.67-68.